

西東京市子育て・子育てワイワイプラン

(西東京市子育て支援計画)

平成19年度～21年度 中期計画(案)

西東京市

はじめに

平成 16 年 2 月に策定した「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」(西東京市子育て支援計画)は、平成 16 年度から平成 25 年度の 10 年間に亘る西東京市における子どもの育ちと子育て家庭に対する支援の基本理念及び基本方針を定めた計画です。

計画は、社会情勢の変化などに対応するため 3 年毎の見直しを行うこととしています。

このたび、平成 16 年度から 18 年度の前期 3 年間の取り組み状況を踏まえ、また新たな課題に対応するため、平成 19 年度から 21 年度の中期計画に向けた見直しを行いました。

見直しに当たっては、西東京市子ども福祉審議会に対して諮問をおこなうとともに、西東京市青少年問題協議会にもご議論をお願いし、また各層の市民懇談会を実施し、多くの提言やご意見要望をいただきました。

「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」(見直し計画)は、これらを踏まえ、審議会からの答申に基づき、平成 19 年度からの 3 年間ににおける重点的な取り組みを中心に定めたものです。

当初計画の基本理念や基本方針を引き継ぎ、現在の子どもたちや子育て家庭を取り巻く課題に対応し、多くの市民の皆様や事業者の皆様との協働により、「子どもにやさしいまちづくり」を推進してまいります。

なお、平成 22 年度からの後期計画は、次世代育成支援対策法に基づく「市町村行動計画」の後期計画と時期を同じくすることから、市民ニーズ調査など数量的な調査等を行い、抜本的な見直しを実施し、計画策定を行うこととします。

西東京市

目 次

1章 基本的な考え方	1
(1) 計画の基本理念及び基本方針	1
1 基本理念	1
2 基本方針	3
(2) 計画の概要	5
1 計画の対象	5
2 計画の期間	5
2章 計画の推進体制	7
(1) 計画の推進体制の確立	7
(2) 市民参加による継続的な取り組みの推進	7
3章 施策	9
(1) 計画の体系	9
(2) 重要施策	10
(3) 施策の内容	14
1 子ども参加	14
1 - 1 子どもの権利の尊重	16
1 - 2 子ども自身の参画への支援	21
2 おとなになることを支える	30
2 - 1 心身の自立	31
2 - 2 経済的自立	32
2 - 3 親役割を理解する	33
2 - 4 他者を援助する力	34
2 - 5 地域への参加	35
3 子育て家庭の支え合い	36
3 - 1 子育て意識	38
3 - 2 子育ての支え合い	40
4 市民参加型の子育ちと子育て家庭支援	46
4 - 1 子どもと家庭の支援	49
4 - 2 保健・医療	58
4 - 3 教育	61
4 - 4 子ども・子育て家庭のためのまちづくり	63
4章 資料	65
西東京市子ども福祉審議会委員名簿	65
計画見直しの経過	66
用語解説	68

1 章 基本的な考え方

(1) 計画の基本理念及び基本方針

4つの「基本理念」と4つの「基本方針」にもとづき、子どもの育ち、子育て支援に関する施策や事業を総合的に推進します。

1 基本理念

基本理念1「子どもの権利の実現」

児童の権利条約^{注)}は、子どもが大切に保護される存在であると同時に、年齢と成熟度に応じて、一人ひとりの子どもが自分らしく生きる権利が保障され、子どもが権利の主体であることを強くうたっています。

計画の策定、推進にあたっては、子どもの意見が尊重され、おとなの適切な援助によって、子どもの権利が家庭・学校・地域・行政のなかで具体化されていくように取り組みます。

基本理念2「すべての子どもと親への支援」

児童福祉の目的は、すべての子どもたちの心身両面にわたる健全な育成を図ることにあります。しかし、これまでの子どもや子育て家庭への施策は、障害のある子どもや親が働いている家庭など、特別な援助を必要とする子どもや家庭を中心にしてきました。これからの施策は、こうした施策を一層きめこまかく行うと同時に、保健・福祉・医療・教育・建設・労働などに関するさまざまな施策と連携して、市内のすべての子どもと子育て家庭を対象に、子どもの成長発達の保障と子育て支援を推進することを基本にします。

^{注)} 児童の権利条約：基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約。1989年11月20日に国連総会において採択され、2006年12月現在で193の国と地域が締結している。

基本理念3「男女共同の子育て」

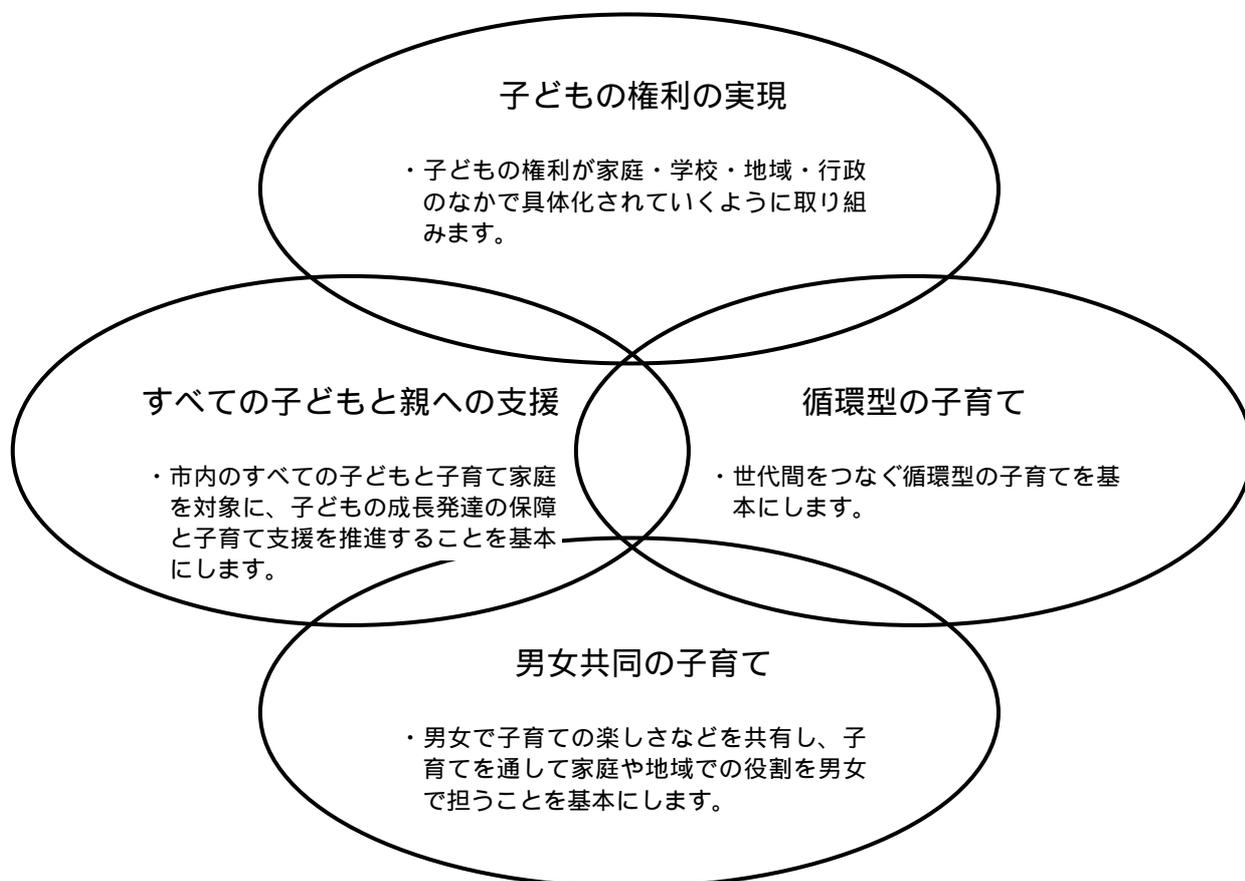
子育てに伴う種々の負担感が、子どもを持つことをためらわせる要因のひとつになっています。また、家庭で主として女性が子育てを担うことによって肉体的・精神的負担が女性に偏ったり、女性の社会進出に伴い、仕事と子育ての両立のために女性の負担が増大しています。子育てを男女が協力することで、単に、子育ての負担を女性から軽くするだけでなく、男女で子育ての楽しさなどを共有し、子育てを通して家庭や地域での役割を男女で担うことを基本にします。

基本理念4「循環型の子育て」

子どもは次代を担う大切な社会的存在であり、健やかな子どもの育ちは市民全体の願いです。職場や地域など社会全体が協力し、おとなたちが連携しながら、地域の人的環境・社会環境・自然環境の整備などをすすめます。子育ては時代をつなぐ希望です。

子どもは、健やかに生まれ、育ち、やがておとなになって子育てをします。そして子育てをするなかで、おとなは子どもから多くのことを学びます。世代間をつなぐ循環型の子育てを基本にします。

4つの基本理念



2 基本方針

基本方針1「子ども参加」

少子化、過度の受験競争のなかで、一人ひとりの子どもたちが自分らしさを見つけだし、仲間とともにゆっくと子ども時代を過ごす権利を保障することができなくなっています。子どもが自分で考え、自分の言葉で話し、じっくり聞いてもらい、どんな時でもしっかり受け止めてもらえるという安心感と信頼感を培っていく環境との関わり方が大切になっています。

子どもを保護・教育の対象としてのみとらえるのではなく、子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもが人や自然とふれあい、仲間のなかで自ら育とうとする力を大切にします。子ども一人ひとりの最善の利益が尊重された施策を推進するために、子どもたちの主体的な参加の機会をつくりだすことや知識・技術を身につけるための援助をします。

基本方針2「おとな（親）になることを支える」

かつて、地域には子どもからおとなになる過程に必要な、知識や技術を習得するための伝統行事や催しがありました。しかし、現在では地域のつながりの希薄化とともに地域全体で子どもが成長しておとなになっていくための、有効なプログラムが少なくなっています。

おとなとしての役割や知識を理解し、準備するための機会を家庭・学校・地域・行政が一体となってつくりだします。

基本方針3「子育て家庭の支え合い」

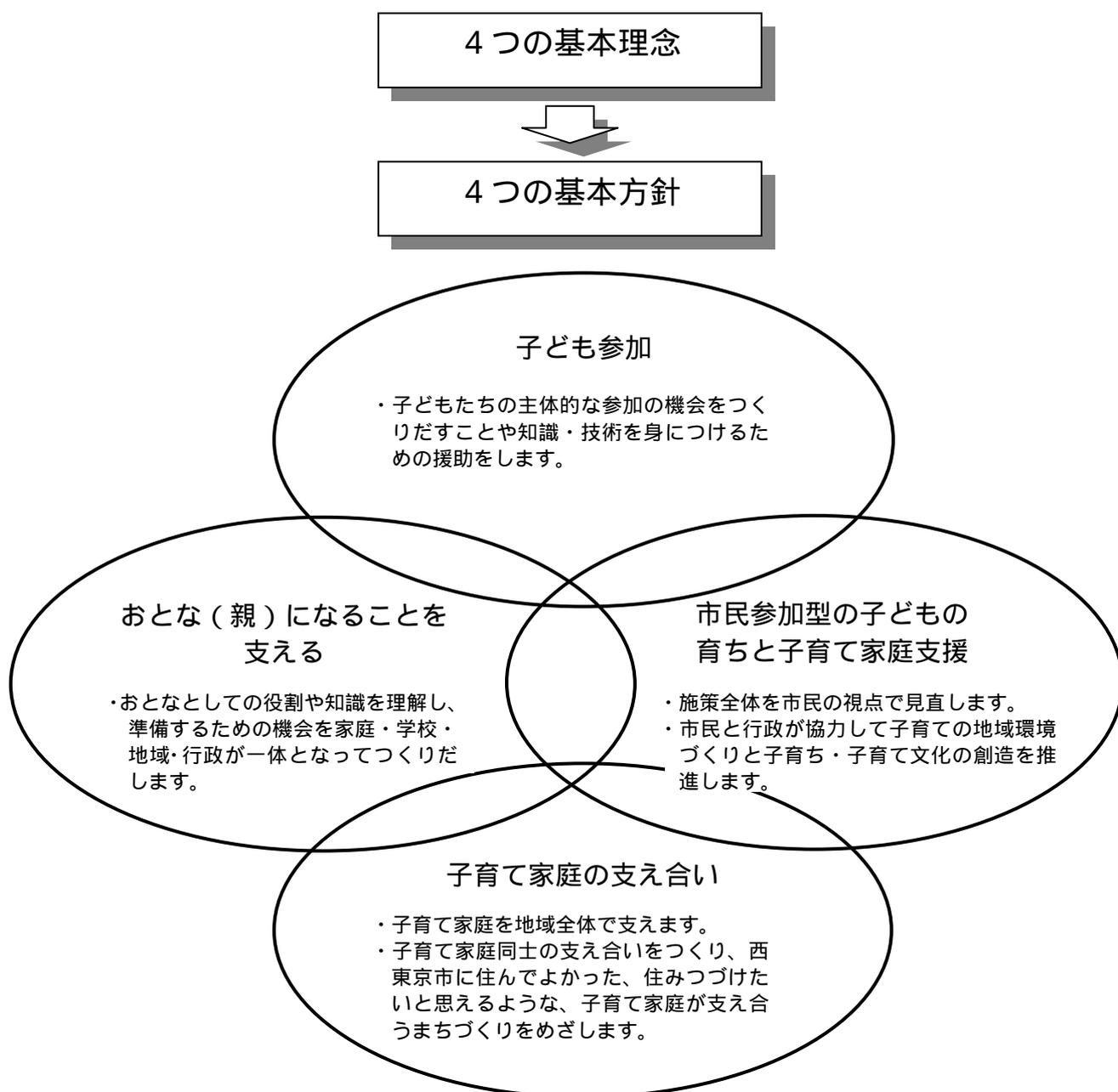
子育てをめぐる環境は厳しさを増しています。子どもが生まれたら誰にも母性・父性のすべてが備わっているのではなく、子どもとの関わりの中で、親としての自覚が生まれ、役割を学び真の親になっていきます。しかし、少子化した現代社会では、自分が親になるまでは育児の方法を知らなかったり、子育ての仲間との出会いや、親としての自覚や役割を準備する機会が、家庭でも地域でも非常に少なくなっています。子育て家庭が孤立化すると、親にも子どもにもさまざまな問題が起きてきます。

子育て家庭を地域全体で支えるとともに、子育て家庭同士の支え合いをつくり、西東京市に住んでよかった、住みつづけたいと思えるような、子育て家庭が支え合うまちづくりをめざします。

基本方針4「市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援」

子育てはわたしたちの未来を託す事業です。子どもの育ちや子育てはひとりだけ、一家族だけではできない社会的な営みです。子どもが地域で安全に豊かに自信をもって過ごすことができ、おとなも子育てを楽しく営めるならば、まちに活気と安らぎが満ちてきます。子どもたちはおとなやまちに素晴らしい癒しや潤い、活力を与えてくれます。

西東京市の未来を担う子どもたちに最善のものを託すために、施策全体を市民の視点で見直し、市民と行政が協力して子育ての地域環境づくりと子育て・子育て^{注)}文化の創造を推進します。



注) 子育て・子育て:「子育て」とは、子ども自身が、自らの力で心身ともに成長することを指す。一方、親による「子育て」がある。

(2) 計画の概要

1. 計画の対象者

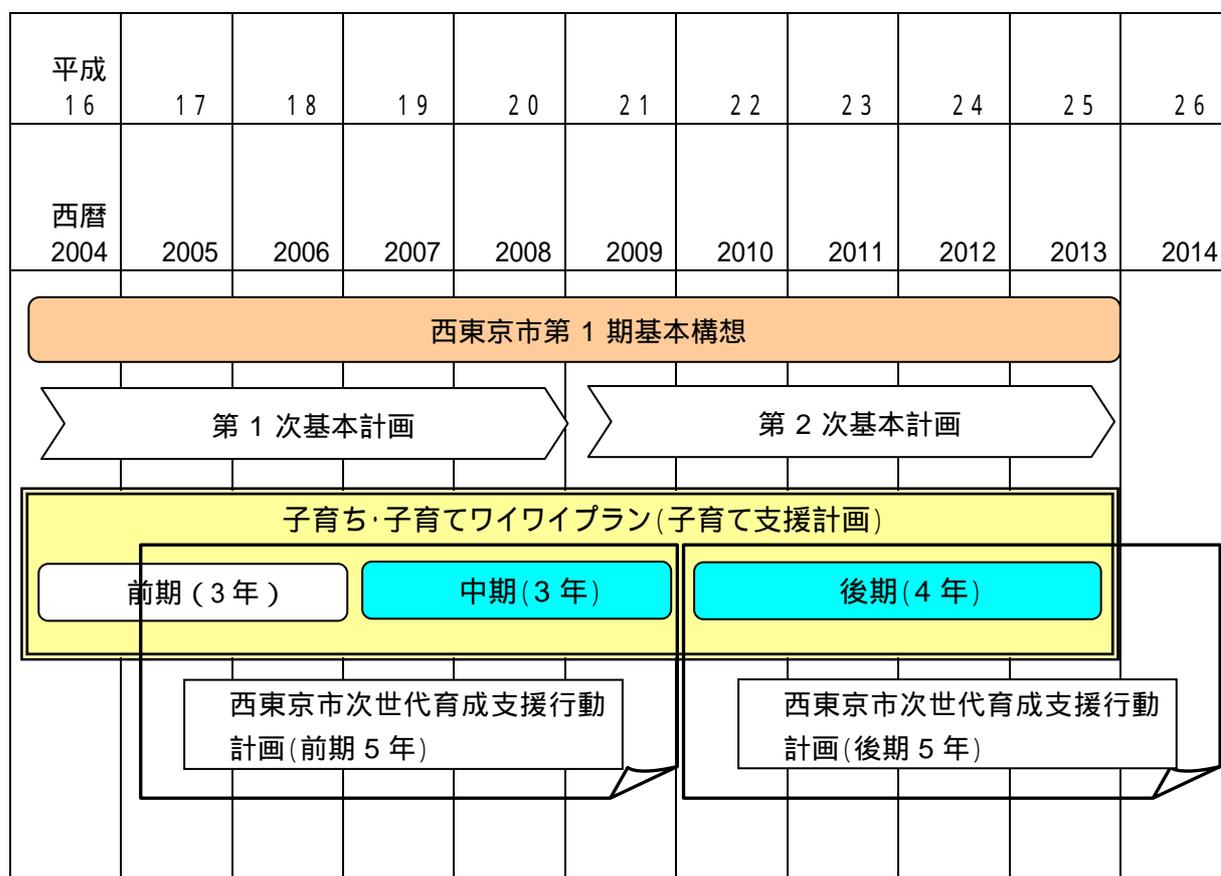
「子育て・子育てワイワイプラン」の対象は、西東京市に在住する 0 歳～18 歳未満の子ども及び子どもに関わる市民とします。

ただし、取り組みの内容または必要により概ね 20 歳台前半の若者も対象とします。

2. 計画の対象期間

「子育て・子育てワイワイプラン」の計画期間は、平成 1 6 (2004) 年度から平成 2 5 (2013) 年度までの 1 0 年間ですが、この見直し計画では平成 1 9 (2007) 年度から平成 2 1 (2009) 年度までの中期、及び平成 2 2 (2010) 年度から平成 2 5 (2013) 年度をまでの後期の取り組みを対象としています

なお、今後、後期計画の策定に当たっては、次世代育成支援対策法に基づく「市町村行動計画」の後期計画と時期を同じくすることから、市民ニーズ調査など数量的な調査等を行い、抜本的な見直しを実施し、計画策定を行うこととします。



このページは白紙です

2章 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

「子育て・子育てワイワイプラン」に掲げる基本理念を着実に実現していくためには、定期的に計画事業の進捗確認や、事業評価を行いながら進めていくことが重要です。

そのために、学識経験者の参加により設置している「子ども福祉審議会」のほか、子育て中の市民や地域の子育て支援に関わる関係者が参加する協議会を設置し、市民と行政とが一体となった計画の推進と評価を行うことを検討します。

さらに、一方の当事者である子どもの意見や提案を聞く場を設けるとともに、制度化に向けた検討を行います。

また、計画に基づく庁内各部署における取り組みの実施に当たっては、連携・協力体制を強化し、総合的な推進を図ります。

(2) 市民参加による継続的な取り組みの推進

西東京市は人口流動が多く、市民に対する継続的な取り組みが必要です。そのためには、市民、NPO^{注1)}、地域事業者など地域社会における様々な人々とのパートナーシップや協力を得て進めることが肝心です。市民や地域が継続的に取り組めるしくみづくり、たとえば、支援者のグループ化、NPOなどへの組織化、活動の事業基盤の強化などを図る取り組みを進めます。

また、子育ては基本的には保護者自身の問題であり、市民や保護者の主体的な参加を得て様々な子育て支援事業を進めることが重要です。地域の子育て支援の取り組みに、市民の皆さんの主体的な参加を得ることにより、保護者の居場所や仲間作りを推進し、「楽しい子育て」を通じた地域の活性化とコミュニティー活動の醸成を図ります。

注1) NPO: Non-Profit Organization (民間非営利組織) の略。

このページは白紙です

3章 施策

(1) 計画の体系

基本理念	基本方針	施策の方向	
子どもの権利の実現	1 子ども参加	1 - 1 子どもの権利の尊重	1 - 1 - 1 子どもの生活状況 1 - 1 - 2 子どもの権利 1 - 1 - 3 子どもの救済
		1 - 2 子ども自身の参画への支援	1 - 2 - 1 子どもを支える地域のシステム 1 - 2 - 2 集う・遊ぶ・学ぶ 1 - 2 - 3 子どもと情報
すべての子どもと親への支援	2 おとなになることを支える	2 - 1 心身の自立	
		2 - 2 経済的自立	
男女共同の子育て	3 子育て家庭の支え合い	2 - 3 親役割を理解する	
		2 - 4 他者を援助する力	
循環型の子育て	4 市民参加型の子育ちと子育て家庭支援	2 - 5 地域への参加	
		3 - 1 子育て意識	
		3 - 2 子育ての支え合い	3 - 2 - 1 子育ての支え合い意識 3 - 2 - 2 子育てに関する支え合いの状況 (1) 学習の機会 (2) 交流 (3) 相談 (4) 情報
		4 - 1 子どもと家庭の支援	4 - 1 - 1 子育て期の支援 4 - 1 - 2 障害のある子どもを育てる家庭の支援 4 - 1 - 3 外国籍の子どもを育てる家庭の支援 4 - 1 - 4 ひとり親家庭の支援
		4 - 2 保健・医療	4 - 2 - 1 母子保健体制の整備・充実 4 - 2 - 2 医療
		4 - 3 教育	
		4 - 4 子ども・子育て家庭のためのまちづくり	

(2) 中期計画(平成 1 9 年度から平成 2 1 年度)における 重点的な取組みについて

= 子どもの権利・子ども参加 =

1 子どもの権利条例の重要性の認識と条例策定

子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を地域で実現し、「子どもにやさしいまちづくり」を実現するための計画や施策・事業を推進していく基本理念となる「子どもの権利に関する条例」を市民・子ども参加で策定します。条例策定に当たっては、子どもへの権利侵害を防ぎ、権利侵害があった場合に実態の調査・勧告の権限を持って速やかに対応するため、子ども自身が相談できる子ども固有のオンブズパーソン^{注1)}制度の導入を積極的に検討します。

2 子育て事業、子ども事業に関する市民参加・子ども参加の充実

児童館などでは子どもの主体的な参加により、行事・事業が実施されていますが、市全体ではまだまだ十分といえません。市の実施する子育て事業、子ども事業の企画・運営に関する市民参加・子ども参加を充実する取り組みを進めます。

3 児童館、小学校、中学校の連携による地域における子どもの

居場所の充実

児童館の再編成、機能充実

児童館を機能別に再編成し、中高生を含む子どもたちの需要に合わせて施設整備および事業展開を進めます。

学校施設と地域の人材資源を活用した放課後活動の充実

現行の校庭開放、地域生涯学習事業、出前児童館等の事業ごとの連携を図り、地域の青少年育成会、関連団体や地域の市民の参加を得て、小学校施設を活用した放課後の子どもの安全・安心の活動拠点、居場所事業として「遊びの学校」を、国の「放課後子どもプラン^{注2)}」の動向を視野にいれながら検討・実施します。

また、同様に中学校を活用した中学生対象の放課後活動の場について検討を進めます。

注1) オンブズパーソン：本来の意味は「代理人」であるが、本計画では特に子どもからの相談やSOSを受けて、子どもの権利を守るために活動する、子どもの代弁者・擁護者を指す。

注2) 放課後子どもプラン：「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)と、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)を一体化あるいは連携して、効率的・総合的に小学校の放課後対策事業を進めようとする、国が創設したプラン。

= おとなになることを支える子育て支援 =

4 若者支援の充実

居場所、活動場所の支援

市民活動の場である公共施設の運営に当たっては、申込方法や利用料金などについて青少年が利用しやすいしくみを検討し、青少年の居場所・活動場所の充実を図ります。

ニート^{注1)}、若年親への支援

若者が自立したおとなになっていく過程の取り組みとして、就労意識の向上や若年妊娠者・若年親への支援を充実します。支援対象は、児童福祉法に規定する児童（18歳未満）に限ることなく20歳代前半程度までを対象とした取り組みを進めます。

= 子育て力 =

5 子育て情報化の推進・充実

子育て情報提供の充実

行政や市民団体の各部署に散在するあらゆる子育て支援に関する情報を集約して提供する一元的なしくみを検討し、それぞれの取り組みの連携が促進され、市民に有効に活用される情報提供を進めます。また、インターネットを活用した子ども（青少年にも対応する）・子育て情報ポータルサイトの設置を検討します。また、FM西東京や地域のコミュニティ誌（紙）等の地域のメディアとの協働による情報提供についても検討を進めます。

ITネットワークを活用した子育て市民の相互交流活動の活性化支援

子育てに関する地域の力を育成・活性化するために、仕事に追われて忙しい父親や共働きの親のコミュニケーション手段として、インターネット等を活用した子育て家庭の交流や活動、議論のしくみを構築します。

6 食育に関する取り組みの推進

家庭における食育の取組みの推進

子どもや保護者に対して地場食材を活用した料理講座等さまざまな学習・啓発の機会を設定し、家庭における日常の食生活に食育を取り入れる取り組みを進めます。

注1) ニート：Not in Employment, Education or Training の略。イギリスで名づけられた言葉で、直訳すると「就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人」。日本ではこのほかに、就労意欲を喪失し、または奪われているという意味で用いられることが多い。ニートは、フリーターとは違い就職活動をしないうことから、ハローワークや公的機関経由の接触や実態把握も困難で、ここにニート対策の難しさがある。

= 市民参加による子ども家庭・子育て・子育て支援 =

7 「(仮称)こどもの総合支援センター^{注1)}」の整備

子ども施策の拠点(ハブ的機能)として、要保護児童・家庭に対する専門相談・ソーシャルワーク^{注2)}を通して、必要な支援のトータル的なコーディネートを実施します。相談員、支援コーディネーターには、専門スタッフを配置し相談支援の強化を図ります。

現行の「児童虐待防止協議会」を児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」に改組し、虐待をはじめ地域の要保護児童の早期発見や適切な支援・保護を行うために、関係行政機関や地域の医師会、民生・児童委員等との情報共有や連携(ネットワーク)を強化・充実するとともに、子ども家庭支援センターを東京都の推奨する先駆型センターに移行し、虐待防止に関する取り組みを充実します。

8 基幹型保育園(地域子育て支援センター^{注3)})を中心とする地域

ブロックを踏まえ教育委員会を含めた行政内部(福祉・保健・教育)連携の強化、地域資源の活用

地域の児童福祉施設(保育園、児童館)、学校、幼稚園などの教育機関、その他市民の協力を得て、地域の全ての子どもと子育て家庭に対する支援を切れ目なく行うしくみづくりを進めます。また、支援スタッフの資質の向上を目指します。

9 発達障害児に対する乳幼児期から学齢期までの成長過程に応じ

た切れ目ないトータル支援体制の構築

支援コーディネーター(専門相談員)の設置

(仮称)こどもの総合支援センターにスタッフを配置し、医療、福祉、教育の連携を図ったトータル相談(コーディネート支援)を実施します。

地域で育つことを基本にした取り組み

乳幼児期から学齢期まで、地域の保育園や幼稚園、児童館等において、地域の中で育つしくみを構築します。また、学校との十分な連携による横断的・縦断的な支援を進めます。

注1) (仮称)こどもの総合支援センター：子育てに関する相談・情報提供・サービス提供などを総合的に展開する子ども家庭支援センターと、発達支援を行うこどもの発達支援センターの機能を併せ持つ施設で、西東京市の子ども施策の拠点となる。

注2) ソーシャルワーク：社会福祉の専門的援助技術のひとつ。カウンセリングのように悩みを聞くだけでなく、社会資源を用いて解決を図る技術。

注3) 地域子育て支援センター：地域の子育て支援の拠点として、地域の子どもや子育て家庭に対する支援活動を行う。基幹型保育園と連動したものとし、保育園スタッフが支援を実施する。

1 0 母子保健と保育、子育て支援の連携強化

妊娠・出産から子育て期まで、若年妊娠、子育て不安、小児疾患、障害、養育力不足、児童虐待などの支援を必要とする児童および家庭に対して早期に状況を把握し、必要な支援を切れ目なく行うため、母子保健と子ども家庭支援の連携強化を進めます。

また、支援を必要とする家庭に対する訪問型支援を進めます。

1 1 子どもの防犯安全の確保

小学校区の地域単位に見守り活動組織化を進め、通学路の安全点検や子どもにやさしいまちづくりの検討を進めます。

(3) 施策の内容

1 子ども参加

施策一覧

1. 子ども参加

1 - 1 子どもの権利の尊重

1 - 1 - 1 子どもの生活状況

< 施策 >

1	児童館の再編成と機能の充実	17ページ
2	青少年センター機能の整備	17ページ
3	家庭教育支援事業の推進	17ページ

1 - 1 - 2 子どもの権利

< 施策 >

1	子どもの権利に関する条例の検討	18ページ
2	子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実	18ページ
3	人としての権利を尊重する教育の推進	18ページ

1 - 1 - 3 子どもの救済

< 施策 >

1	オンブズパーソン制度（いじめなどからの子ども救出システム）の検討	19ページ
2	要保護児童対策地域協議会の設置	19ページ
3	虐待・虐待再発防止のための学習機会の検討	19ページ
4	養育家庭・里親制度の推進	19ページ
5	スクールカウンセラー派遣の充実と連携の強化	20ページ
6	スキップ教室（適応指導教室）の充実	20ページ
7	子ども自身からの相談に対応できる相談システムの検討	20ページ
8	子ども自身が身を守るための学習プログラム	20ページ

1 - 2 子ども自身の参画への支援

1 - 2 - 1 子どもを支える地域のシステム

< 施策 >

1	子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進	21ページ
2	児童館の親子で参加できる行事や企画の充実	21ページ
3	子ども調査の推進	22ページ
4	防犯対策の充実	22ページ
5	子どもの緊急避難場所とする事業の推進	22ページ
6	プレイリーダーの養成と活用	22ページ
7	農業体験の拡充	22ページ
8	青少年育成会への支援の充実	23ページ
9	地域の子育て協議会設置の検討	23ページ
10	子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実	23ページ

11	地域通貨の活用の検討	23ページ
12	地域の人材発掘・活用の推進	23ページ

1 - 2 - 2 集う・遊ぶ・学ぶ

< 施策 >

1	子どもの公共施設利用促進の方法の検討	16ページ
2	子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進（再掲）	16ページ
3	子ども参加型ですすめる遊び場づくりの検討	16ページ
4	子ども参画による生涯学習事業の推進	16ページ
5	児童館の再編成と機能の充実（再掲）	16ページ
6	「遊びの学校」事業の検討・実施	16ページ
7	屋外の遊び場の充実	16ページ
8	プレイリーダーの養成と活用（再掲）	16ページ
9	中学校の余裕教室を活用した「自習室」事業の検討	16ページ
10	屋内の居場所の充実	17ページ
11	各地域に小さい拠点（居場所）づくりの推進	17ページ
12	出前児童館の充実	17ページ
13	音楽練習室等活用の推進	17ページ
14	図書館の子どもスペースの充実	17ページ
15	図書館利用者交流会の検討	17ページ
16	読み聞かせリーダー育成事業の推進	17ページ
17	体験交流型の子ども旅行事業の検討	17ページ
18	農業体験の拡充（再掲）	17ページ
19	子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興	17ページ
20	地域活動体験の拡充	18ページ
21	ものづくり体験の拡充（再掲）	18ページ
22	各国の子どもが集える事業の検討	18ページ
23	青少年海外派遣事業の検討	18ページ
24	身近にボール遊びのできる場所の検討	18ページ
25	おとな利用が中心となる施設に子どもの遊び場併設の検討	18ページ
26	遊び場等の利用手続きの簡素化と予約端末設置の推進	18ページ
27	「総合型地域スポーツクラブ」事業の推進	18ページ

1 - 2 - 3 子どもと情報

< 施策 >

3	子ども参画による広報紙づくりの検討	19ページ
1	市報や市のホームページの子ども向け情報の充	19ページ
2	子ども向け情報提供方法の検討	19ページ
4	情報化社会に対応した子どものためのメディアリテラシー教育の推進	19ページ

1 - 1 子どもの権利の尊重

平成元年（1989年）11月に国連が採択した「児童の権利に関する条約（以下、「児童の権利条約」とします。）」が、日本でも平成6年（1994年）5月に発効しました。「児童の権利条約」には、子どもにもおとなと同様にさまざまな権利があることなどが記されています。子どもの権利を大別すると、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」となり、この4つの権利を守ることが、この条約では定められています。

西東京市では計画当初から、児童の権利に関連する講演会や啓発を行ってきました。

中期計画では、子どもの権利条例の重要性を再認識し、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を地域で実現するため、子どもの権利に関する条例の策定に取り組みます。条例のなかでは、子ども固有のオンブズパーソン制度の設置について検討していきます。

児童の権利に関する条約（児童の権利条約）

児童の権利条約は、国際人権規定において定められている権利を児童について展開し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。

平成元年（1989）の第44回国連総会において採択され、平成2年（1990）に発効しました。

日本は、平成6年（1994）に批准しています。

（平成18年（2006）12月現在の締約国は193の国と地域）

この条約では、次の4つの子どもの権利を守ることが定められています。

そして、子どもにとって一番いいことは何かということを考えなければならないとうたっています。（日本ユニセフ協会抄訳から）

1. 生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと。

病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2. 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。

考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3. 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。

障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

4. 参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

児童の権利に関する条約（児童の権利条約）の全文（日本語訳）は外務省のホームページに掲載されています。

（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>）

1 - 1 - 1 子どもの生活状況

西東京市の子どもたちは、多くが放課後や休日の遊ぶ場所として自分の家や友達の家などを挙げています。子どもの遊びの支援とともに遊ぶ場の整備が必要であると考えられます。子どもたちの年齢、目的、行動範囲を考え、身近な場所に屋内・屋外ともに安全にいられる居場所（遊び場）を、子ども参加のなかで検討していきます。

西東京市には13箇所の児童館があり、地域の子どもや多くの子育て家庭に利用されています。中期計画では、より多様なニーズに応えていくため、児童館を機能別に再編成し、子ども自身からの相談など子育て支援に対応する機能を充実するとともに、より魅力ある事業展開をすすめます。また、児童館事業の運営に関しては、機能別児童館の特性に合わせ、積極的に地域力の活用を図っていきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-1	児童館の再編成と機能の充実 施設の建替えや改修を計画的にすすめる。 児童館を、乳幼児・障害児・中高生等の多様なニーズに応えていくため、地域や役割ごとに機能を特化・充実させ、魅力ある児童館へ再編成していく。 また、子ども自身からの相談を受け止める児童館としての特性を十分に活かし、相談事業をより一層推進していきます。 (再掲)1-2-2、4-1-1、4-4	継続		児童課
2 重-3	青少年センター機能の整備 児童館の再編成のなかで、中高生や若者の居場所施設としての青少年センター機能を付加した特化型児童館を整備していく。 青少年自身の企画・運営への参加を検討するとともに、青少年の学校外活動の情報収集、情報提供、子どもに関する相談活動等を行い、インターネット等を利用して活動の情報を自由に提供する。	新規		児童課
3	家庭教育支援事業の推進 親自身が親役割を理解し、主体的に家庭教育に取り組んでいく力をつけていけるよう、学校・保育園・幼稚園・児童館・学童クラブ・公民館等が連携し、家庭教育支援事業に取り組む。 また、家庭の教育力を高める方策の一つとして、父親が参画可能な事業展開を検討する。 (再掲)3-2-2	継続		子育て支援課 保育課 児童課 公民館

1 - 1 - 2 子どもの権利

子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持ったひとりの人間です。子どもにとって権利は、人間としての尊厳を持って、自分を自分として実現し、自分らしく生きていくうえで不可欠なものであるといえます。子どもはその権利が保障されるなかで、豊かな子ども時代を過ごすことができます。また、子どもの権利について学ぶことや行使することによって、子どもたちは権利について認識を深め、権利を実現する力や他の者の権利が尊重される力を身につけることができます。

子どもがひとりの人間として生きていくうえで、必要な権利が保障されるために、市民・子ども参加により、「子どもの権利条例」の策定に向けた検討を進めます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-1	子どもの権利に関する条例の策定 子どもの視点に立ち、子ども一人ひとりの最善の生き方を地域で実現することの基本となる「子どもの権利条例」を策定する。 条例づくりのため、市民参加による検討委員会の設置を検討する。	新規		子育て支援課
2	子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実 市報やホームページ等を通じて、子どもの権利擁護についての啓発を行う。 子どもが参加できる機会や時期をとらえ、子どもの権利を認める地域社会をつくるために、子どもの権利条約等の啓発活動を充実する。 子どもの権利条約について、職員・教員や市民への研修会の開催、情報提供及び広報活動に努める。 (再掲)1-2-3、3-2-2-(4)	継続		子育て支援課 指導課
3	人としての権利を尊重する教育の推進 外国人や障害者・高齢者など、お互いの違いを認め合う意識を育む教育の推進と、すべての教育活動を通じた人権・障害者理解の取り組みを地域や学校で推進する。 (再掲)4-3	継続		生活文化課 指導課

1 - 1 - 3 子どもの救済

すべての子どもが人間として尊重される社会を実現することは子どもに対するおとなの責務であり、次代を担う子どもの人権を尊重することは社会の発展に不可欠な要件であると考えられます。ところが、子どもたちは、家庭、学校、地域とあらゆる生活の場で問題を抱え、問題を自分で取り除くことが難しい状況にあります。そこで子どもの人権の侵害に対して適切にかつ具体的な救済を努めることが必要です。

西東京市ではそれぞれの子どもの人権を尊重し確保するために、問題を抱えている子どもが救済され、回復するための支援システム、子ども自身による相談を含めた子どもに関する相談体制、地域の子どもの支援関係機関、関係市民等のネットワークの充実を図る要保護児童対策地域協議会の設置、問題を回避するための学習機会などを充実していきます。また、いじめや子どもの権利侵害から子どもを守るオンブズパーソン制度を検討します。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-1	オンブズパーソン制度（いじめなどからの子ども救出システム）の検討 いじめや不登校など、何らかの問題に遭遇した子どもたちを早期に発見し、その原因を保護者や教職員と一緒に考えるシステムの強化を検討する。 また、子どもに対する活動助成についても検討する。 子どもへの権利侵害を防ぎ、権利侵害があった場合に実態の調査・勧告の権限を持って速やかに対応するため、子ども自身が相談できる子ども固有のオンブズパーソン制度を検討する。	新規		子育て支援課
2 重-7	要保護児童対策地域協議会の設置 児童相談所、子ども家庭支援センターをはじめ、警察、医療機関、保健所、福祉、教育等の関係機関や民生委員・児童委員、地域の市民団体等がネットワークを組み、虐待される子どもの救済に迅速・有効に行動できるよう、児童福祉法に規定される要保護児童対策地域協議会を設置する。	継続 ・ 新規		子育て支援課
3	虐待・虐待再発防止のための学習機会の検討 虐待や虐待の再発を防止するため、親を対象とした学習の機会を検討する。	継続		子育て支援課
4	養育家庭・里親制度 ^{注1)} の推進 養育家庭・里親制度の広報・啓発とともに、連携協力を努める。	継続		子育て支援課

注1) 養育家庭・里親制度：保護者がいないか、保護者がいても子どもを養育できない等、さまざまな事情から家庭で生活できない子どもを、養子縁組を目的とせず、一定期間（原則として1か月以上）一般家庭に迎える制度。東京都では、養育家庭制度という

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
5	<p>スクールカウンセラー^{注1)}派遣の充実と連携の強化</p> <p>中学校には、スクールカウンセラーが配置されているが、同様に小学校にも配置ができるように検討をする。また、小学校に派遣している学校訪問教育相談員との連携を強化し、いじめや不登校等の問題に対応する。</p> <p>(再掲)4-3</p>	継続		子育て支援課 教育相談課
6	<p>スキップ教室（適応指導教室）^{注2)}の充実</p> <p>いじめや情緒的混乱、学業不振等により不登校になっている子どものためのスキップ教室（適応指導教室）を充実し、学習支援や学校生活復帰への援助を行う。</p>	継続		教育相談課
7	<p>子ども自身からの相談に対応できる相談システムの検討</p> <p>子どもが相談しやすい方法を探るため、子ども自身が相談員になるだけでなく、電話・インターネットで相談できる体制を検討する。相談方法を子どもに告知するだけでなく、インターネットなどを実際を使ってみる模擬体験や、相談に参加する子どもの判断力、コミュニケーション力を育成するための研修等の実施を検討する。相談事業は、（仮称）こどもの総合支援センターで実施する。</p>	継続		子育て支援課 関係各課
8	<p>子ども自身が身を守るための学習プログラム</p> <p>犯罪の被害者にならないように、子ども自身が暴力から自分の身を守ることを学習するプログラムの実施を推進する。</p>	継続		子育て支援課 関係各課

注1) スクールカウンセラー：いじめや不登校など、心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために各学校に配置されたカウンセリングの専門家。主に配置された学校の児童生徒、職員、保護者からの相談を担当する。

注2) スキップ教室（適応指導教室）：不登校やいろいろな理由で学校に行けないときに通うことができる教室。対象は、小学校高学年から中学生。学習（復習が中心）、自主活動（スポーツ、パソコン、ゲーム、創作など）を行う。

1 - 2 子ども自身の参画への支援

子どもたちはひとり人間であり、市民のひとりでもあります。子どももおとなの市民と同様に社会の担い手として、子どもに社会が開かれていることが必要です。ところが現実には子どもが社会に参加する場面は非常に制限されています。

西東京市においては、現在のところ事業の企画・運営への子ども参加は十分とはいえません。中期計画では、子どもを対象とした事業や施設の企画・運営への子ども参加の充実を促進していきます。さらに、子どもが市政に対して市民として意見を表明できる場や機会を検討します。

1 - 2 - 1 子どもを支える地域のシステム

子どもたちが地域のなかで活発に行動していくためには、子どもたちが利用しやすい場づくりに地域のおとなたちが積極的に取り組んでいくことが大切です。そのような取り組みに子どもたち自身が企画・参加できるシステムを構築し、子どもの意見を聞く場や子どもたちがさまざまな体験をする機会を積極的に提供していきます。

また、プレイリーダー（遊びの支援者）^{注1)}を育成する事業を引き続き検討し、地域で子どもの育ちを支える仕組みを市民参加型でつくります。

さらに、地域のおとな同士の関係を深めることが、子どもたちの育ちや地域の子育て力を高めるために重要であるという観点から、子育て中の親の情報交換やグループづくりを支援し、親同士のつながりを深めていきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-2	子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進 児童館や公民館、地区会館、いこいの森公園など、公共施設の事業企画・運営・利用への子ども参加や子どもだけで利用できる方法を検討する。 また、子どもの意見を聞く場として、子どもへのヒアリング、意見発表会、子ども議会などの実施を検討する。 (再掲)1-2-2	継続 ・ 新規		児童課 公民館 生活文化課 公園緑地課 子育て支援課
2 重-2	児童館の親子で参加できる行事や企画の充実 児童館事業として、親子で参加できる行事や企画を今後も継続し、充実する。	継続		児童課

注1) プレイリーダー：本来の意味は、プレイパークに常駐し、子どもたちが自由に遊びをするための環境を実現し、遊びの見守りや指導をする大人のこと。ここでは、プレイパークに限定せず、子どもの遊びを見守り、支援をする大人のことをいう。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
3 重-2	子ども調査の推進 子どもたちがいつも使う施設について、利用のしやすさや事業内容等を定期的に評価し、改善提案等をしていく子ども調査の継続と意見反映システムの構築を検討する。	新規		児童課 図書館 (文化・スポーツ振興財団)
4 重-11	防犯対策の充実 市内の公・私立学校関係者による連絡会の設置や合同パトロールの実施、民生委員 ^{注1)} 、児童委員 ^{注2)} 、青少年育成会との定期的な協議と内容の充実を図る。また、不審者情報のネットワークづくりをすすめる。 (再掲)4-4	継続		生活文化課 子育て支援課 指導課 (警察) 情報推進課
5 重-11	子どもの緊急避難場所とする事業の推進 子どもがふいに襲われたりしたときなどに逃げ込める家を公募し、ステッカーなどを貼ってもらい、子どもの避難所とする事業(子ども110番ピーポくんの家 ^{注3)})を推進する。 (再掲)4-4	継続		子育て支援課
6	プレイリーダーの養成と活用 プレイリーダーの育成事業を検討・実施する。また、小学校での「遊びの学校」事業や、地域の子ども遊び支援グループなどに対する、プレイリーダー(遊びの支援者)派遣事業を検討していく。また、中学生対象の遊びの事業を検討する。 (再掲)1-2-2、3-2-2-(1)、4-4	継続		児童課
7	農業体験の拡充 市内農業者の協力により、土とふれあいながら、農家の人と一緒に作付けや収穫などを体験できる機会を拡充する。 (再掲)1-2-2	継続		産業振興課

注1) 民生委員：社会福祉に関して困ったことや心配なことがある場合には相談にのり、市役所や関係機関と協力して手助けする。民生委員法にもとづき、委嘱されている。民生委員は、児童委員を兼務している。

注2) 児童委員：子育てや子どもに関する悩みごとや心配ごとなどの相談にのり、市役所や児童の関係機関と協力して手助けしている。児童福祉法にもとづき委嘱されている。

注3) 子ども110番ピーポくんの家：子どもたちが地域で事件・事故に巻き込まれそうになったとき、子どもの避難所として登録した家、店が保護する。西東京市の各小中学校PTA・保護者の会及び青少年育成会が中心となってすすめている。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
8	青少年育成会 ^{注1)} への支援の充実 青少年育成会の活動支援とともに、相互の交流活動等を支援することで、子ども同士や親も含めた地域社会との関わりをより広く体験できるようにする。	継続		子育て支援課
9	地域の子育て協議会設置の検討 子育て家庭同士、さらには地域で子育てに関心を持っている人々をつなぐ「子育てグループの集い」開催を検討する。	継続		子育て支援課
10	子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実 「子育てひろば ^{注2)} 」などから生まれた親子グループの自主的な活動の支援や、学童クラブの午前開放など、場所と情報の提供により、子育て中の親たちが気軽に集い、打ち合わせ、情報交換できる場づくりに努める。 子育てサービスの提供機会を増やしその選択肢を広げるため、子育てNPOや子育てグループ等の活動環境充実のための支援を検討する。 (再掲)3-2-1	継続		生活文化課 健康推進課 子育て支援課 児童課 保育課 (社会福祉協議会)
11	地域通貨 ^{注3)} の活用の検討 子どもたちが地域でのボランティア活動などを通じて社会参加できる仕組みとして、地域通貨の活用を検討する。		新規	産業振興課 子育て支援課
12	地域の人材発掘・活用の推進 子どもたちの地域での育ちを豊かなものにするため、主婦や退職者をはじめとする、さまざまな立場の市民が、自分の経験や知識を生かして子どもたちに、技や学びを伝えられるような情報提供や機会づくりを促進する。 (再掲)3-2-1、4-3	継続		社会教育課 (社会福祉協議会) (シルバー人材センター) 関係各課

注1) 青少年育成会：青少年の健全育成のために活動している団体。小学校区ごとにあり、総称を「西東京市青少年育成会」という。各育成会の活動として、まつり、スポーツ大会、もちつき大会などの行事や通学路の安全点検、防犯パトロールなどを行っている。

注2) 子育てひろば：子ども家庭支援センターや児童館、保育園において子育て家庭へ集いの場を提供しながら子育て相談や子育てサークルの支援を行う。

注3) 地域通貨：市民の手で作出す通貨のこと。限られた地域の範囲でしか使うことができない。多くの場合は、NPO等の市民団体が、ボランティア活動や地域社会への貢献を評価する道具として利用し、それらの活動を活性化させることを目的に発行している。

1 - 2 - 2 集う・遊ぶ・学ぶ

子どもたちは、同年代の子ども同士や異年齢の子ども、また地域の大人との関わりの中で、自分自身を知り、多くのことを学び育っていきます。その関わり場面づくりを、集う・遊ぶ・学ぶという視点で推進します。

～集う～

子どもには、ありのままの自分であること、そして安心して人間関係をつくりあうことができる場が大切です。西東京市では、地域への参加、社会教育事業への参加などを通して子どもの力を引き出せる時間と場所を確保していくことに努めます。

また、さまざまな人に出会い、交流することが子どもにとって豊かな人間関係を育むために大切であることを考慮し、異年齢同士の交流や学校以外の子ども同士の交流の取り組みなどを積極的に支援していきます。

中期計画では、子どもが安心して過ごせる居場所の確保を推進するため、子どもが利用しやすい公共施設の運営の検討や、特に青少年が放課後に安心して過ごせる居場所について、検討していきます。

～遊ぶ～

子どもは遊びの中で探求心、冒険心などを豊かにし、集中力、注意力などを身につけます。そのため、子どもの育ちにとって遊びは重要な役割を果たします。しかし西東京市の現状では、遊び場でボール遊びができない等の制限もあります。

中期計画では、西東京市の環境のなかでの自然遊び場や、プレイリーダーの派遣などについて検討します。また、遊び場などの施設の利用手続きを簡素化し、利便性を高めることにより、子どもが利用しやすくなるよう務めます。

～学ぶ～

子どもたちはその育ちにに応じて自分を豊かにし、力をつけていくために学ぶことが保障される必要があります。学びは、学校施設および地域の中にも多様な形で求められています。子ども参画による生涯学習事業、図書館、総合体育館、スポーツセンターなどの子どもが学ぶ事業を充実することなどによって、地域の中で子どもたちが自ら育ち、学べる環境の整備を積極的に行います。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-2	子どもの公共施設利用促進の方法の検討 公共施設や事業の企画・運営・利用への子どもの参加や、年齢に応じた子どもだけでの利用を進める。 また、利用料の減免、利用申込資格など、子どもが利用しやすい運営を検討する。	新規		生活文化課 児童課 公民館 関係各課
2 重-2	子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進（再掲） 1-2-1	継続		児童課 公民館 公園緑地課 子育て支援課
3 重-2	子ども参加型ですすめる遊び場づくりの検討 公園等の遊び場の設置・改善を子どもが企画等を中心に行う子ども参加型ですすめ、子どもが遊びたくなるような遊び場を地域につくる。		新規	子育て支援課 公園緑地課
4 重-2	子ども参画による生涯学習事業の推進 子どもを対象とする生涯学習事業については企画・運営への子ども自身の参画を児童館等と連携し、検討を図る。	継続		児童館 公民館
5 重-3	児童館の再編成と機能の充実（再掲） 1-1-1、(再掲)4-1-1、4-4	継続		児童課
6 重-3	「遊びの学校」事業の検討・実施 現行の小学校の校庭開放、地域生涯学習事業、出前児童館との連携を図りながら、放課後の子どもの安全・安心の活動拠点、居場所事業として「遊びの学校」事業を、国の「放課後子どもプラン」の動向を視野に入れながら検討・実施します。 実施にあたっては、地域の育成会や関連団体、地域市民の協力や参加を得ながら小学校施設を活用し、子どもが安心して集い・遊び・学べる場所とするためにプレイリーダー（遊びの支援者）を配置することを検討していく。 (再掲)3-2-2-(2)、4-4	新規		児童課 社会教育課
7	屋外の遊び場の充実 西東京市の環境における自然遊び場について検討する。公園の使用にあたっては、子どもの遊び支援グループなどと協働するとともに、必要に応じてプレイリーダーの派遣を検討する。 (再掲)4-4	新規		児童課 公園緑地課
8	プレイリーダーの養成と活用（再掲） 1-2-1 (再掲)、3-2-2、4-4	継続		児童課
9	中学校の余裕教室を活用した「自習室」事業の検討 放課後や休日の中学校の教室を活用して自習室やグループ学習室への開放事業、地域のボランティアと協力した中学生の自主的活動などを検討する。	新規		子育て支援課 指導課

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
10	屋内の居場所の充実 総合体育館やスポーツセンターの個人開放事業を推進する。	継続		スポーツ振興課 (文化・スポーツ振興財団)
11	各地域に小さい拠点（居場所）づくりの推進 市内の店舗や民家等の一角を提供してもらい、談話コーナーやパソコンの設置等により、気楽に情報検索や語る場づくりを検討する。 子どもに理解がある地域協力者を募り、家や部屋開放など、地域の中に居場所づくりをすすめる。		新規	子育て支援課 産業振興課
12	出前児童館 ^{注1)} の充実 地域特性を考慮し、出前児童館事業を推進する。 実施に際しては子ども参画を視点に入れ、学童クラブや学校との連携を深めながら内容の充実を図る。 (再掲)4-1-1	継続		児童課
13	音楽練習室等活用の推進 音楽練習室の子ども向け利用を促進するとともに、学校の音楽室開放等についても検討する。	継続		生活文化課 指導課 公民館
14	図書館の子どもスペースの充実 現在の子どもスペースの拡充、グループで談話しながら利用できる場、中高生の図書館利用の推進を検討する。	継続		図書館
15	図書館利用者交流会の検討 カウンターで直接、さらには投書での利用者の意見や要望の反映にとどまらず、選書や運営について意見を聞く場づくりを検討する。		新規	図書館
16	読み聞かせリーダー育成事業の推進 子どもが本に親しみ、読書にいそしむきっかけとなる「読み聞かせリーダー」の育成に努める。 (再掲)3-2-2-(1)	継続		図書館
17	体験交流型の子ども旅行事業の検討 旅行を通して子ども同士がふれ合い、一緒に行動することで社会体験できる「子ども旅行」の企画を検討する。		新規	子育て支援課
18	農業体験の拡充（再掲） 1-2-1	継続		産業振興課

注1) 出前児童館：主に土曜日や長期休業日に、計画的に公民館や学校などに出向き、集団遊び活動やものづくりなどを実施する活動のこと。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
19	子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興 市民まつり、市民文化祭、市民スポーツまつり、 地域や社寺のまつり、各種施設の行事など、各種 の催しやイベントを通じて、子どもたちが芸術・ 文化・スポーツなどに親しみ、体験できるよう、 子ども向けの企画・運営を充実する。	継続		生活文化課 子育て支援課 社会教育課 スポ-ツ振興課 図書館 公民館 (文化・スポーツ 振興財団)
20	地域活動体験の拡充 青少年育成会等を通じて、子どもたちが地域の環 境美化や福祉等のボランティア活動に参加できる 機会を拡充する。 社会福祉協議会や地域の人材等と連携することに より、児童・生徒が主体的に取り組むボランティ ア活動を行い、人と関わる体験を深め、自主性・ 自立性を高める。	継続		子育て支援課 (社会福祉協議会)
21	ものづくり体験の拡充 公民館での子ども向け事業に、子どもたちがもの づくりを体験できる企画を拡充する。	継続		公民館
22	各国の子どもが集える事業の検討 参加者の企画参加による、留学生と高校、大学、 社会人を対象とする「多文化交流キャンプ」の検 討と宿泊型キャンプを通じた国際理解の推進を図 る。 地域の人々と各国の子どもたちや子育て家庭が集 える祭り事業などを検討する。		新規	生活文化課 子育て支援課
23	青少年海外派遣事業の検討 青少年が世界に目を向け国際理解が進むように、 青少年海外派遣事業を検討する。 (再掲)1-2-2-(3)-		新規	生活文化課 子育て支援課
24	身近にボール遊びのできる場所の検討 身近にある公園や広場などが子どもにとって魅力 的な場所になるよう、ミニバスケット、フットサ ルなど、気軽にできるスポーツの場の設置を検討 する。 (再掲)4-4	継続		公園緑地課 スポーツ振興課
25	おとな利用が中心となる施設に子どもの遊び場併 設の検討 おとな利用が中心となる公共施設に、子どもの遊 び場の併設を検討する。		新規	管財課 生活文化課 公民館
26	遊び場等の利用手続きの簡素化と予約端末設置の 推進 遊び場等の利用手続きの簡素化や、インターネット 予約システムの積極的な活用の推進について検 討する。	継続		情報推進課 関係各課

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
27	「総合型地域スポーツクラブ ^{注1)} 」事業の推進 子どもたちが放課後や休日に、体育館や校庭でスポーツを楽しめるよう、「総合型地域スポーツクラブ」事業を推進する。	継続		スポ - ツ振興課

注1) 総合型地域スポーツクラブ：拠点となる施設を有し、地域住民により自主的に運営され、複数種目が実施可能で、子どもから高齢者まであらゆる年齢層の会員で構成される組織のこと。

1 - 2 - 3 子どもと情報

子どもたちはあふれるほどの情報のなかに暮らしています。あふれる有害情報に翻弄されることなく、自分に必要な情報を適切に受け取ったり発信したりする能力を高めるため、子どもたちによるインターネットの活用力の育成など、メディアリテラシー^{注1)}の向上支援を行っていきます。

また、市が発信する子ども向け情報の提供について、青少年を含め幅広い年齢層が活用できるよう検討していきます。

	施策・事業名及び内容			担当課
		中期	後期	
1 重-2	子ども参画による広報紙づくりの検討 公民館、図書館などの広報紙の取材や紙面づくりへの子ども参加を検討する。		新規	子育て支援課 公民館 図書館
2 重-5	市報や市のホームページの子ども向け情報の充実 子どもにとって読みやすい市報づくりと子ども向け情報の充実、さらには市のホームページの「キッズページ ^{注2)} 」を拡充する。	継続		広報広聴課 子育て支援課 公民館 図書館
3	子ども向け情報提供方法の検討 西東京市のホームページ等とリンクした子ども向けホームページの充実や、子どもへの広報を拡充する。 インターネット等で子ども向け情報を子どもたちが収集しやすいように、学校など子どもの身近な場所にパソコンを設置するように努める。 地域情報を学校に提供するとともに、各学校内に子ども情報掲示板を設置する。	継続		広報広聴課 子育て支援課 教育庶務課 指導課
4	情報化社会に対応した子どものためのメディアリテラシー教育の推進 教科の学習や総合的な学習の時間でのコンピュータの活用など、多様な情報機器を活用した学習を推進するとともに、子どもの発達に応じたメディアリテラシー（メディア情報を適切に受け取ったり発信したりする能力）の育成を推進する。 (再掲)4-3	継続		指導課

注1) メディアリテラシー：メディア情報を適切に受け取ったり発信したりする能力のこと。

注2) キッズページ：西東京市のホームページにある、子どものためのページ。

2 おとなになることを支える

施策一覧

2. おとなになることを支える

2 - 1 心身の自立

< 施策 >

1	若者支援事業の実施の検討	31ページ
2	タバコ・薬物・性感染症に対する正しい知識普及の充実	31ページ
3	乳幼児とふれ合う場づくりの推進	31ページ

2 - 2 経済的自立

< 施策 >

1	学校の総合的な学習の時間等を活用した学習の推進	32ページ
2	インターンシップ制度の導入の検討	32ページ

2 - 3 親役割を理解する

< 施策 >

1	若い親世代への支援の検討	33ページ
2	中学生のためのベビーシッターボランティア事業の推進	33ページ
3	高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進	33ページ
4	インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実	33ページ
5	小中学校での性教育の充実	33ページ
6	性の尊重に向けた支援事業の検討	33ページ

2 - 4 他者を援助する力

< 施策 >

1	ボランティア活動の機会の充実	34ページ
2	ボランティア保険等の加入の促進	34ページ
3	コミュニケーション力育成プログラムの検討	34ページ

2 - 5 地域への参加

< 施策 >

1	特化型児童館での地域若者交流事業の検討	35ページ
2	高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進（再掲）	35ページ
3	インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実（再掲）	35ページ
4	地域行事等の活発化による子ども参加の推進	35ページ

2 - 1 心身の自立

近年、「ニート」や「ひきこもり^{注1)}」といった若者の社会的自立が困難になるという課題が生じています。子どもはいずれ大人になっていく存在であることを認識し、若者の時期から意識的に自立していく力を身につける必要があります。

母子保健と連携した若年親への支援や、タバコ・薬物・性感染症などに対する正しい知識の普及、また乳幼児とふれ合う体験など、いのちの大切さや心身の健やかな発達を伝える事業を検討します。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-4	若者支援事業の実施の検討 「ニート」や「ひきこもり」など、若者の抱える問題について担当する部署を充実し、各関係機関・庁内関係部署との情報交換や連携を検討する。若者の就労意識の向上について調査・検討します。	新規		子育て支援課 関係各課
2	タバコ・薬物・性感染症に対する正しい知識普及の充実 青少年に広がる薬物乱用や、性感染症に対する正しい理解を深めるため、母子保健や学校教育等との役割分担を明確化し、連携を図る。	継続		健康推進課 子育て支援課 指導課
3	乳幼児とふれ合う場づくりの推進 小・中・高校生と乳幼児とのふれ合い活動や、遊びのボランティア、ベビーシッター活動を通じて、異年齢の子どもたちの交流をすすめる。 保育園や幼稚園などが主催する行事に、小学生・中学生・高校生などが参加できるように促進する。 小学校・中学校・高校の授業等の中で、幼稚園や保育園の訪問やボランティアなどを推進する。 (再掲) 3-2-2-(2)、4-1-1	新規 ・ 継続		子育て支援課 保育課 指導課

注1) ひきこもり：さまざまな要因が重なって、社会参加の場面がせばまり、就労や就学など、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われる状態のことで、精神疾患に伴うひきこもりとは別けて「社会的ひきこもり」と呼ばれる。厚生労働省ガイドラインでは、「自宅に引きこもって社会参加しない状態」とある。

2 - 2 経済的自立

自立した生活を営むには、経済的な自立が必要です。子どもたちが、働くことの社会的な役割は何かを理解し、社会の経済活動について学び、経済的な独立について展望が持てるような学習の機会を、学校だけでなく、家庭、地域、行政がともにつくっていきます。あわせて、多様な職業人の話を聞く機会、実際の職場体験など、市内農・商工業者など市民の協力を得て、市内で就労体験ができる制度の導入を検討します。

子どもたちがいろいろな人に出会い、実際に体験することの大切さに立ち、就労体験ができる場を、地域や市内農・商工業者の協力を得て実施検討していきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1	学校の総合的な学習の時間等を活用した学習の推進 小中学校の総合学習の時間等を活用し、地域において社会経済活動への関わりなどを学んでいく活動を推進する。	継続		指導課
2	インターンシップ制度 ^{注1)} の導入の検討 市内の農・商工業者の協力を得て、高校・大学生が就職前に就労体験できる制度の導入を検討する。		検討	産業振興課

注1) インターンシップ：学生による企業での実習。

2 - 3 親役割を理解する

子どもを育てるためには一定の経験・技術・知識が必要です。しかし、妊娠から出産、子育ての経験を、自分の出産ではじめて経験する親が多くいることから、子どもの育ちを系統的に学ぶことが必要といえます。子どもはいずれ親になっていく存在であることを意識しながら、子どもたちに子どもを育てるための力をつけてもらうことを推進します。さらに中期計画では、若年妊娠者・若年親への支援についての重要性を認識し、取り組みを進めます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-4	若い親世代への支援の検討 不安を抱えることの多い若年層の親たちが気軽に集い、意見交換し合えるような機会づくりをすすめる。またグループの自主的な活動を支援するしくみについても検討する。	新規		健康推進課 子育て支援課
2	中学生のためのボランティア事業の推進 中学生が乳幼児とふれあえるように、保育園などでのボランティア事業を推進する。	新規		保育課 (社会福祉協議会)
3	高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進 子どもと同じ目線で子どもや子育て家庭を支援する、高校生、大学生のボランティア活動支援事業を推進する。 (再掲) 2-5、3-2-1	新規		子育て支援課 (社会福祉協議会)
4	インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実 インターンシップ制度を活用し、高校生、大学生による子育てに関わる職業体験を充実する。 (再掲) 2-5、3-2-1	新規		保育課 児童課
5	小中学校での性教育の充実 子どもたちの年齢に応じた性教育が行えるよう市として取り組み、小・中・高校が連携し、性教育プログラムの構築とその推進を図る。また、家庭との連携がとれるように配慮していく。	継続		子育て支援課 指導課
6	性の尊重に向けた支援事業の検討 生き方の教育や生命尊重の教育等への取り組みを通して、性の尊重への正しい知識の醸成が図られているが、同時に現在の社会状況の中で、特に高校生の望まない妊娠の問題の解決が重要となっている。性の尊重と妊娠の仕組みを学ぶ機会を増やし、啓発、相談事業を検討する。	新規		健康推進課 子育て支援課

2 - 4 他者を援助する力

おとなになることは他者を援助する力が身についていることでもあります。子どもはおとなになる過程のなかで、たくさんの援助を受け、その経験の中で他者を援助する力を蓄えていきます。ボランティア活動を通じて、共感と理解を深める共同の体験をすることによって、子どもたちに他者を援助する力が身につきます。安心してボランティア活動に参加できる仕組みづくりと入手しやすい情報提供の方法を検討します。

また、他者を援助するには、相手を理解することが基本です。子どもたちのコミュニケーション力を高め、他者を理解するコミュニケーション力育成プログラムの検討をすすめます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1	ボランティア活動の機会の充実 子育てサークルの活動や子育てに関連するボランティア活動の情報を提供し、地域住民が活動に入りやすいように支援する。 各種のイベントやボランティア活動等への自主的参加を促進する取り組みを検討していく。	継続		子育て支援課 (社会福祉協議会)
2	ボランティア保険等の加入の促進 子育てサークルや各種のボランティア活動を安心して行えるよう、ボランティア保険等への加入を促進する。	継続		子育て支援課 (社会福祉協議会)
3	コミュニケーション力育成プログラムの検討 青少年センターや公民館等で、子どもたちのコミュニケーション力を高めるようなイベントや講座等の企画・運営を子ども参加で推進する。		新規	児童課 公民館

2 - 5 地域への参加

子どもたちが地域社会や市民活動に関心を持ち、地域と関わりを持つことは、将来、西東京市を支える市民、NPO、市民活動の主役としての大切な経験になります。

子どもたちが日常的に地域との関わりが持てるよう、地域の交流の核として位置づけ、子ども参加で交流事業の企画・運営をすすめます。また、高校生や大学生がボランティア活動を通じて、地域に参加できる仕組みを検討します。地域のなかでの子どもたちの参加機会を増やすため、地域行事などで活性化を図ります。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1	特化型児童館での地域若者交流事業の検討 青少年センター機能を付加した特化型児童館で、地域の若者の出会いや交流の場づくりの企画・運営を子ども参加で推進する。	新規		児童課
2	高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進（再掲） 2-3(再掲) 3-2-1	新規		子育て支援課 (社会福祉協議会)
3	インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実（再掲） 2-3-(再掲) 3-2-1	新規		保育課 児童課 社会教育課
4	地域行事等の活発化による子ども参加の推進 市民まつり、市民文化祭、市民スポーツまつり、さらには地域でのまつり、青少年育成会が主催するイベントなどを活性化し、子どもたちが地域と関わり、参画できる機会を増やす。	継続		生活文化課 子育て支援課 社会教育課 スポーツ振興課

3 子育て家庭の支え合い

施策一覧

3. 子育て家庭の支え合い

3 - 1 子育て意識

< 施策 >

1	栄養・食生活に関する教育・相談の実施	38ページ
2	地域や家庭における食育の推進	38ページ
3	子育てに関する学習機会の充実	38ページ
4	父親の育児参加の推進	38ページ
5	子育て意識の啓発の推進	39ページ
6	地域の子育て意識の醸成	39ページ

3 - 2 子育ての支え合い

3 - 2 - 1 子育ての支え合い意識

< 施策 >

1	ファミリー・サポート・センター事業の充実	40ページ
2	高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進（再掲）	40ページ
3	インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実（再掲）	40ページ
4	子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実（再掲）	41ページ
5	地域の人材発掘・活用の推進（再掲）	41ページ

3 - 2 - 2 子育てに関する支え合いの状況

(1) 学習の機会

< 施策 >

1	プレイリーダーの養成と活用（再掲）	42ページ
2	子育てに関する学習機会の充実（再掲）	42ページ
3	幼稚園、保育園における子育てに関する学習の機会の検討	42ページ
4	家庭教育支援事業の推進（再掲）	42ページ
5	父親の育児参加の推進（再掲）	42ページ
6	読み聞かせリーダー育成事業の推進（再掲）	42ページ

(2) 交流

< 施策 >

1	「遊びの学校」事業の検討・実施（再掲）	43ページ
2	（仮称）こどもの総合支援センターにおける子育てグループの活動場所確保と活動の推進	43ページ
3	園庭開放の推進	43ページ
4	子育てに関する学習機会の充実（再掲）	43ページ
5	乳幼児とふれあう場づくりの推進（再掲）	43ページ
6	子育てひろば事業の充実	43ページ

(3) 相談

< 施策 >

1	相談に関する情報提供の充実	44ページ
2	障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進	44ページ
3	育児・子育て相談事業の充実	44ページ
4	子育て相談担当者の研修事業の充実	44ページ

(4) 情報

< 施策 >

1	子育て家庭への情報提供の充実	45ページ
2	外国語による広報活動の充実	45ページ
3	救急医療情報提供の充実	45ページ
4	育児・子育て相談事業の充実（再掲）	45ページ
5	子育て施設・遊び場マップ等作成の検討	45ページ

3 - 1 子育て意識

男性も女性もともに育児を担う立場で考え、理解し協力し合って子育てをしていくことは子どもの育ちにとっても意味があります。前期からの計画では、夫婦がともに子育ての楽しさを実感でき、安心して子育てが行える環境づくりや学びの場を提供する事業を展開してきました。しかし一方、現状の社会構造にあっては、父親が参加したくてもできない状況が未だ存在しています。中期計画では、男性にとって魅力ある企画や父親が参加しやすい事業の実施に努めます。

また、中期計画では、新たな課題として食を通じた子どもの健全育成の図るため、さまざまな分野での「食育」の推進に取り組めます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-6	栄養・食生活に関する教育・相談の実施 母親学級・乳幼児健診・離乳食講習会、育児相談などでの栄養・食生活に関する相談や教育を実施し、家庭の食生活での食育の取り組みを推進する。	新規		健康推進課 子育て支援課 保育課 (消費生活センター)
2 重-6	地域や家庭における食育の推進 農業マップの作成や農産物の販売、農業景観散策での地域農家と市民の交流事業を推進する。また、学校での地場野菜の活用を通じて、食の安全や農業について関心を深める。	新規		産業振興課 学務課
3	子育てに関する学習機会の充実 妊産婦や乳幼児の健康増進のため、母親学級 ^{注1)} 、両親学級 ^{注2)} 、育児学級 ^{注3)} 、各種の講習・講座・講演、健康教育・グループワークの機会や知識の普及、仲間づくりなどの内容を見直し、充実する。また幼児期だけでなく、思春期の子どもをもつ親に対する学習機会についても検討する。 (再掲)3-2-2-(1)、3-2-2-(2)、4-2-1	継続		健康推進課 子育て支援課 公民館
4	父親の育児参加の推進 子育ての男女共同参画を推進するため、男性が育児休業や子育て休暇をとりやすい職場環境づくりや育児休業法の周知徹底、企業に対する啓発を図る。 男性の育児や家事への参画を促すため、男性への学習機会や情報の提供を推進する。そのために、男性が参加しやすい企画や事業、参加方法を検討する。 (再掲)3-2-2-(1)、4-1-1	継続		健康推進課 子育て支援課 生活文化課 公民館

注1) 母親学級：はじめて出産を迎える妊婦を対象とした講習会。

注2) 両親学級：初妊婦及びその配偶者を対象とした、沐浴実習を中心とした講習会。

注3) 育児学級：ミニ講座を開くとともに、親同士の交流を図ることによって、育児の楽しさや育児不安の解消を目的としたもの。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
5	子育て意識の啓発の推進 子育ての責任が果たせるよう支援する事業の展開を図るとともに、親の気持ちや意見を子どもたちに届ける場、機会づくりをすすめる。	継続		生活文化課 子育て支援課 公民館
6	地域の子育て意識の醸成 個々の家庭、幼稚園・保育園、学校だけでなく、地域で子どもを育てるという意識を高めるための活動を、青少年育成会等と連携しながら推進する。 (再掲)4-4	継続		子育て支援課

3 - 2 子育ての支え合い

子育ての基本は家庭です。しかし、地域の人間関係が希薄化する現代社会では、家庭の子育て力とともに、地域の子育て力も不足しているといえます。

子育て家庭同士、さらに地域で子育てに関心を持っている人をつなぐ基盤づくりを意識的に行っていくことが必要と考えます。中期計画においても、子育て、子育てを地域社会の問題として受け止め、地域で子育てを支えるための支え合いの意識を醸成し、子育て家庭と地域の新たな結びつきを整えて、さらには行政と市民が一体となって子どもを育てる環境整備をすすめていきます。

3 - 2 - 1 子育ての支え合い意識

西東京市では、子育てを手伝って欲しい人、手助けしたい人の相互が援助し合う代表的な制度として「ファミリー・サポート・センター^{注1)}」事業を進めてきました。しかし、様々な理由から市民や地域のなかで積極的に活用しにくい現状があります。

中期計画では、このサービスをより多くの市民に周知し、より使いやすい制度にするための検討・見直しを行います。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1	ファミリー・サポート・センター事業の充実 仕事と育児の両立や、在宅で子育てをしている家庭への支援の環境整備の一環として、保育ニーズに対応した相互支援体制を充実するため、ファミリー・サポート・センターに関する情報をわかりやすく提供する方法、利用規則の改善や障害児利用の充実、サポート会員の養成プログラムの内容および方法の充実を総合的に検討する。 (再掲)4-1-1	継続		子育て支援課 (社会福祉協議会)
2	高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進(再掲) 2-3、(再掲)2-5	新規		子育て支援課 (社会福祉協議会)
3	インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実(再掲) 2-3、(再掲)2-5	新規		保育課 児童課 社会教育課

注1) ファミリー・サポート・センター：地域での子育て支援を目的として、子どもを預けたい人(ファミリー会員)と子どもを預りたい人(サポート会員)がお互いに会員になり、その会員間で「子どもを預かる」という有償の相互援助活動を行う。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
4	子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実（再掲） 1-2-1、(再掲) 4-3	継続		生活文化課 健康推進課 子育て支援課 (社会福祉協議会)
5	地域の人材発掘・活用の推進（再掲） 1-2-1、(再掲) 4-3	継続		産業振興課 社会教育課 (社会福祉協議会) (シルバー人材センター) 関係各課

3 - 2 - 2 子育て・子育てに関する支え合いの状況

(1) 学習の機会

男女がともに子どもの育ちや子育てに関して確かな知識と技術を身につけることは、子どもの育ちに見通しを持つことになり、子育てに関する不安を軽減し、子育てに対しての精神的ゆとりを持つことにつながります。

公的機関と民間の連携をすすめながら、出産前、出産後を問わず、子育てに関する学習機会の提供、教育・研修活動を推進していきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1	プレイリーダーの養成と活用（再掲） 1-2-1、(再掲)1-2-2、4-4	継続		児童課
2	子育てに関する学習機会の充実（再掲） 3-1、(再掲)3-2-2-(2)、4-2-1	継続		健康推進課 子育て支援課
3	幼稚園、保育園における子育てに関する学習の機会の検討 幼稚園・保育園での父母会とともに、これから子どもを持つ人に子どもの育ちを体験してもらうため、幼稚園・保育園での実際の子どもたちとのふれあいを中心とした父母教室 ^{注1)} の開催を、母子保健と連携して推進する。		新規	子育て支援課 保育課 健康推進課
4	家庭教育支援事業の推進（再掲） 1-1-1	継続		子育て支援課 保育課 児童課 公民館
5	父親の育児参加の推進（再掲） 3-1、(再掲)4-1-1	継続		産業振興課 健康推進課 子育て支援課 社会教育課 関係各課
6	読み聞かせリーダー育成事業の推進（再掲） 1-2-2	継続		図書館

注1) 父母教室：父母及びこれから父母になる人を対象とした教室のこと。

(2) 交流

在宅で低年齢の子どもを育てる母親は、不安感や負担感が強く、親子は家庭の中で過ごすことが多くなり、社会から孤立しがちになります。

仕事をしながら子育てする親に限らず、すべての子育て家庭がゆとりをもって子育てができるための支援として、中期計画でも先輩パパ・ママとの交流、子育てひろば、施設開放などの施策・事業を通して、交流の機会をつくり遊び場の整備をしていきます。また、親たちが自分たちで交流の場を広げていけるように子育てサークル、子育て団体など民間団体の活動にも支援を行い、子育てしやすい環境づくりを推進していきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-3	「遊びの学校」事業の検討・実施（再掲） 1-2-2(再掲)4-4	新規		児童課 社会教育課
2	(仮称)こどもの総合支援センターにおける子育てグループの活動場所確保と活動の推進 (仮称)こどもの総合支援センターに子育てサークルや子育て関連のボランティアの活動場所を確保するとともに、活動を推進することを検討する。	新規		子育て支援課
3	園庭開放 ^{注1)} の推進 乳幼児とその親の交流と遊び場づくりのため、保育園の園庭開放を推進し、一層の充実を図る。 (再掲)4-4	継続		保育課
4	子育てに関する学習機会の充実（再掲） 3-1-2(再掲)3-2-2-(1)、4-2-1	継続		健康推進課 子育て支援課 公民館
5	乳幼児とふれあう場づくりの推進（再掲） 2-1(再掲)4-1-1	新規		子育て支援課 保育課 指導課
6	子育てひろば事業の充実 児童館・ピッコロハウス ^{注2)} で実施している子育てひろば事業を充実し、市民との連携を深める。	継続		子育て支援課 児童課

注1) 園庭開放：地域の子どもと園児が一緒に遊べる場として保育園の園庭を開放すること。

注2) ピッコロハウス：0～3歳の子どもを中心とした乳幼児と、その親を対象にした西東京市の交流施設。

(3) 相談

子育て中の親が不安を抱えずに安心して子育てを行うためには、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実が必要です。前期計画に引き続き、子どもの利用施設などさまざまな場所の設定、子育て経験者、専門家など相談の内容や程度に応じた相談の機会づくりなど多様に設定したきめ細やかな相談システムと、利用者が的確な相談先へと導かれるような総合的な相談の窓口の設定を検討していきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-5	相談に関する情報提供の充実 市報や市のホームページでの情報提供、インターネット活用、子育て施設等での相談に関する情報提供を継続して進めるとともに、青少年も含めた子ども・子育てに関わる情報の一元化を図るよう検討していく。 また、ITネットワークを活用した子育て家庭の相互交流活動の活性化について検討する。	継続		子育て支援課 情報推進課 関係各課
2 重-9	障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進 電話・来所・巡回等、多様な形態での療育や教育に関する相談を推進する。 早期から障害児の相談を受けるとともに、就学相談を適切にすすめられるよう、こどもの発達センター（（仮称）こどもの総合支援センター） 幼児施設など関係機関とより一層の協力・連携を図る。 就学後も、相談事業の継続と支援の充実を図る。 (再掲)4-1-2	継続		障害福祉課 健康推進課 子育て支援課 教育相談課
3 重-10	育児・子育て相談事業の充実 母子保健事業の育児相談の充実、とりわけ訪問相談の充実を図る。（仮称）こどもの総合支援センター、地域子育て支援センター、保育園、児童館など、多様な場所で行われることになる子育て相談事業との役割分担と協働を推進する。 地域の子育て経験者（先輩パパママ）による子育て相談の実施を検討するとともに、中高生やその保護者のための相談体制を充実する。 (再掲)3-2-2-(4)、4-2-1	継続		健康推進課 子育て支援課 保育課 児童課
4	子育て相談担当者の研修事業の充実 保健・福祉・教育等、さまざまな機関における子育て相談担当者の研修を充実する。	継続		関係各課

(4) 情報

子育て中の親にとって、必要な情報を必要な時に入手できることが大切です。しかし、情報化が進む一方で行政各部署にさまざまな子育て情報が散在しているため、必ずしも、わかりやす情報提供のしくみが整っているとはいえません。

中期計画では、行政や市民団体の各部署にわたる、あらゆる子育て情報を集約して提供されるしくみづくりや、市民に有効に活用される情報提供のしくみを検討します。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-5	子育て家庭への情報提供の充実 市報、市のホームページ、パンフレット、リーフレット、機関誌などを通じて、子育てNPO・グループや幼稚園・保育園・学校などの子育て情報を充実する。 (再掲)4-1-1	継続		広報広聴課 子育て支援課 保育課 関係各課
2	外国語による広報活動の充実 生活に関わる内容のパンフレットについて、市民・NPOの協力を得て、作成を検討する。	継続		生活文化課
3	救急医療情報提供の充実 市報や市のホームページを通じて、救急医療情報の提供を充実する。	継続		健康推進課
4	育児・子育て相談事業の充実(再掲) 3-2-2-(3)、(再掲)4-2-1	継続		健康推進課 子育て支援課 保育課
5	子育て施設・遊び場マップ等作成の検討 市内の子育てグループ等に参加してもらい、子どもたちが遊べる施設や場所等の情報を掲載した「子育て施設・遊び場マップ」の作成・配布に努め、施設の有効利用を図る。		新規	子育て支援課

4 市民参加型の子育ちと子育て家庭支援

施策一覧

4. 市民参加型の子育ちと子育て家庭支援

4 - 1 子どもと家庭の支援

4 - 1 - 1 子育て期の支援

< 施策 >

1	(仮称)こどもの総合支援センターの開設	50ページ
2	公立保育園のブロック化とサービス内容の見直し	50ページ
3	地域子育て支援センターの設置・拡充	50ページ
4	保育・地域支援の質の確保と向上	50ページ
5	児童館の再編成と機能の充実(再掲)	50ページ
6	子育て家庭への情報提供の充実(再掲)	50ページ
7	乳幼児とふれあう場づくりの推進(再掲)	50ページ
8	一時保育の充実	50ページ
9	病後児保育の充実	51ページ
10	病児保育の検討	51ページ
11	休日保育の実施	51ページ
12	ショートステイ事業の検討	51ページ
13	学童クラブ運営の充実	51ページ
14	ファミリー・サポート・センター事業の充実(再掲)	51ページ
15	出産直後及び里帰り出産後の支援の充実	51ページ
16	ホームヘルパー派遣事業の推進	51ページ
17	在宅児への保育サービス等の充実	51ページ
18	保育園の入所枠拡大の検討	52ページ
19	認証保育所への支援の検討	52ページ
20	就園奨励事業の推進	52ページ
21	私立幼稚園運営助成金の充実	52ページ
22	駅周辺への乳幼児施設設置の検討	52ページ
23	出前児童館の充実(再掲)	52ページ
24	育児休業相談・支援事業の検討	52ページ
25	父親の育児参加の推進(再掲)	52ページ
26	労働時間短縮(勤務時間短縮等の周知・支援)の推進	52ページ
27	再雇用制度に対する情報提供の充実	52ページ
28	児童手当、児童育成手当の充実	52ページ
29	母子福祉資金貸付事業の推進	53ページ
30	国、東京都等の補助活用の推進	53ページ

4 - 1 - 2 障害のある子どもを育てる家庭の支援

< 施策 >

1	(仮称)こどもの総合支援センターの開設(再掲)	54ページ
2	相談から、フォローアップまでを行う施設整備の検討	54ページ
3	障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の確保	54ページ
4	障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進(再掲)	54ページ
5	障害児保育の充実(入所型と通所型の障害児保育の充実)	54ページ
6	障害児の幼稚園入園に対する支援の推進	54ページ
7	障害児放課後活動としての常設場確保の検討	55ページ
8	障害児がいる家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進	55ページ

9	緊急入所事業の推進	55ページ
10	特別支援教育の充実	55ページ
11	養護学校の充実及び市外にある養護学校への通学者に対する取り組みの充実	55ページ
12	障害者、異年齢世代との交流事業の推進	55ページ
13	障害児のいる世帯への手当（特別児童扶養手当）の充実	55ページ

4 - 1 - 3 外国籍の子どもを育てる家庭の支援

<施策>

1	外国人や帰国児童・生徒への日本語指導の充実	56ページ
2	個別に指導できる指導者の確保	56ページ
3	外国語パンフレット・冊子に関する情報提供の充実	56ページ
4	外国語本の整備の推進	56ページ
5	外国語の翻訳サービスシステムの充実	56ページ

4 - 1 - 4 ひとり親家庭の支援

<施策>

1	母子自立支援プログラム策定事業の推進	57ページ
2	ホームヘルパー派遣事業の推進（再掲）	57ページ
3	ひとり親家庭への給食サービスの検討	57ページ
4	ひとり親家庭休養事業の推進	57ページ
5	母子保護の実施	57ページ
6	ひとり親家庭医療費助成事業の充実	57ページ
7	ひとり親家庭等児童就学支度金支給事業の充実	57ページ
8	児童扶養手当の充実	57ページ

4 - 2 保健・医療

4 - 2 - 1 母子保健体制の整備・充実

<施策>

1	新生児訪問等の推進（再掲）	58ページ
2	訪問型相談・支援の充実	58ページ
3	母子保健と保育の連携強化	58ページ
4	乳幼児健診（3・4か月児、1歳6か月児、3歳児）の活用による母子保健の推進	58ページ
5	子育てに関する学習機会の充実（再掲）	58ページ
6	育児・子育て相談事業の充実（再掲）	58ページ
7	予防接種についての普及啓発の充実	59ページ

4 - 2 - 2 医療

<施策>

1	かかりつけ医制度の推進	60ページ
2	かかりつけ歯科医制度の推進	60ページ
3	小児救急医療体制の充実	60ページ
4	産科のある医療機関とのネットワークの充実	60ページ
5	保健所との連携強化と母子保健の役割の見直し	60ページ
6	アレルギー相談の充実	60ページ
7	心身の思春期相談事業実施の検討	60ページ

4 - 3 教育

< 施策 >

1	子どものための消費者教育の推進	61ページ
2	環境教育の推進	61ページ
3	国際理解教育の推進	61ページ
4	情報化社会に対応した子どものためのメディアリテラシー教育の推進(再掲)	61ページ
5	人としての権利を尊重する教育の推進 (再掲)	61ページ
6	スクールカウンセラー派遣の充実と連携の強化(再掲)	61ページ
7	西東京市教育関係者連絡会議の検討	62ページ
8	幼・保・小・中学校の交流・連携の推進	62ページ
9	地域の人材発掘・活用の推進 (再掲)	62ページ
10	学校へのパソコン設置の充実	62ページ
11	学校図書館の充実	62ページ
12	図書館事業の拡充	62ページ
13	図書館、学校図書館のネットワーク化の推進	62ページ

4 - 4 子ども・子育て家庭のためのまちづくり

< 施策 >

1	児童館の再編成と機能の充実(再掲)	63ページ
2	「遊びの学校」事業の検討・実施(再掲)	63ページ
3	防犯対策の充実(再掲)	63ページ
4	子どもの緊急避難場所とする事業の推進(再掲)	63ページ
5	通学路、通園路の安全確保の充実	63ページ
6	園庭開放の推進(再掲)	63ページ
7	屋外の遊び場の充実(再掲)	63ページ
8	身近にボール遊びのできる場所の検討(再掲)	63ページ
9	プレイリーダーの養成と活用(再掲)	63ページ
10	地域の子育て意識の醸成(再掲)	63ページ
11	交通安全教育の推進	64ページ
12	コミュニティバスの充実	64ページ
13	子ども施設、遊び場マップ等作成の検討	64ページ
14	環境教育の推進(再掲)	64ページ
15	親子施設見学会の検討	64ページ

4 - 1 子どもと家庭の支援

4 - 1 - 1 子育て期の支援

行政の各部署が力を合わせて、支援を統合的にすすめます。これまで、各部署が縦割りに陥りがちであったことを見直し、市内をいくつかのブロックに分け、市民を中心に近隣の保育施設や児童館、学校や幼稚園、公民館などが分担と協働により利用しやすい行政サービスになるように見直します。保育所や学童クラブへの入所を中心にした子育て支援を推進しながら、すべての子育て家庭・子どもたちへの支援を拡充します。

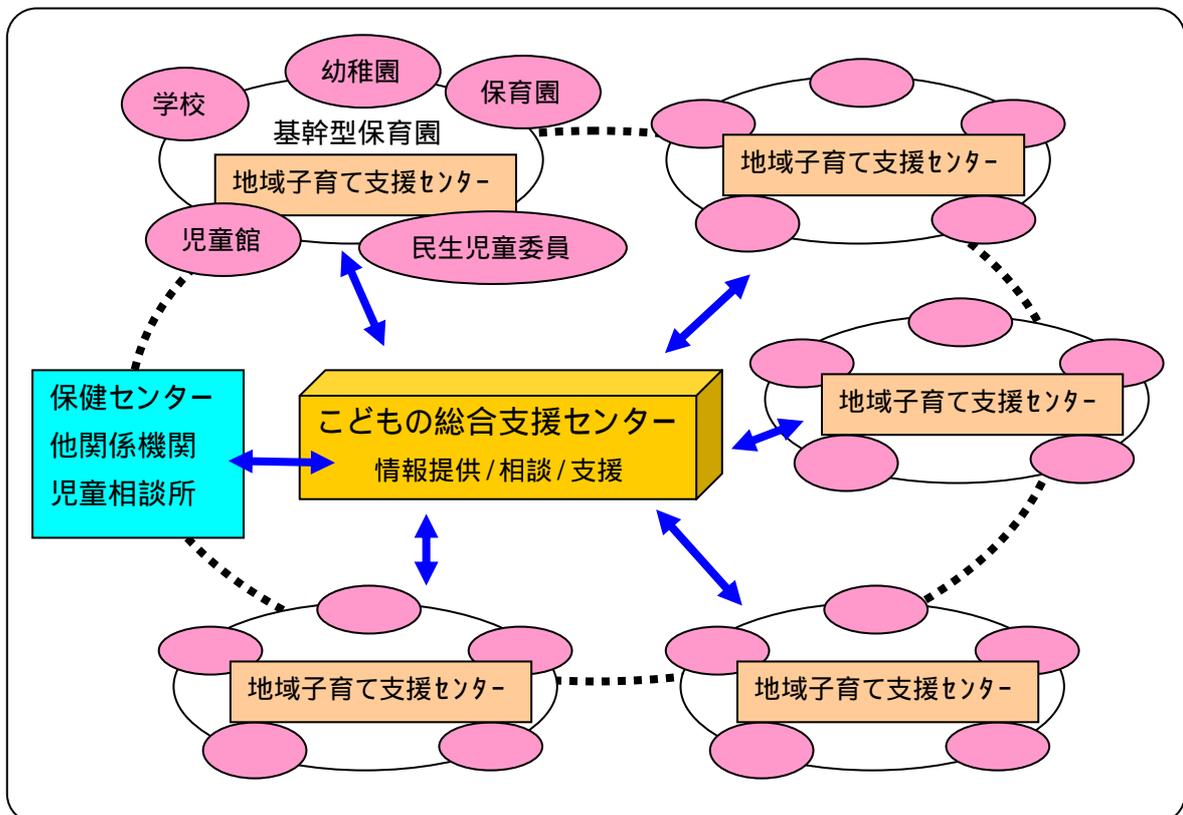
西東京市の子ども支援施策の拠点として、(仮称)こどもの総合支援センターを整備し、要保護児童・家庭に対する専門相談・ソーシャルワーク、支援コーディネートを行います。

保育サービスについては、働きながら子育てできる環境を整えるため、待機児童の解消に努めます。また、市内の公立保育園のブロック化を行うとともに、中心となる基幹型保育園を指定し、保育所に求められるサービス機能をブロックごとに分担します。

また、働きながら子育てを行っている家庭のみならず地域のすべての子育て家庭に対する支援の拠点として、各ブロックごとに基幹型保育園と連動した地域子育て支援センターを設置し、ブロックの中心的役割として地域の子育て家庭への支援を行います。

短期的・一時的に必要な保育ニーズへの対応システムも引き続き検討していきます。

学齢期の子どもたちの放課後については、子どもたちの楽しく安全な居場所を多様につくりだすことをめざして、保育に欠ける子どもの学童クラブ事業と、多くの子どもたちが安全に遊べる環境整備の両方のシステムを充実していきます。



	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-7	(仮称)こどもの総合支援センターの開設 子育てに関する相談・情報等を総合的に扱う子ども施策の拠点として、こどもの発達支援センターと子ども家庭支援センター機能を併せ持つ施設を開設する。支援コーディネーター(専門相談員)を配置し、支援を必要とする児童・家庭に対する相談やトータル的な支援を実施する。支援に当たっては、子どもが地域の中で育つことを基本とし、地域子育てセンター等と連携しながら進めていく。また、虐待などの要保護児童の早期発見や適切な保護を行うために、関係機関との連携や情報共有を強化し、虐待防止に関する取り組みを充実する。 (再掲)4-1-2	新規		子育て支援課 健康推進課
2 重-8	公立保育園のブロック化とサービス内容の見直し 公立保育園の中から数か所程度の基幹型保育園をつくりブロック化を図り、基幹型保育園を中心に病後児保育、休日保育等の実施を検討する。 サービス内容を見直して、公立保育園では、障害児の通所型保育、障害児の入所型保育、延長保育、一時保育、地域の親子を中心とした遊び場事業等を実施する。	継続		保育課
3 重-8	地域子育て支援センターの設置・拡充 地域の子育て支援の拠点として、地域子育て支援センターを設置・拡充する。この施設は、基幹型保育園と連動したものとし、地域の子どもと子育て家庭に対する支援を専門スタッフ(保育士等)が実施する。 地域ブロックの中心的役割として、関係施設・機関と連携を図る。	継続		保育課
4 重-8	保育・地域支援の質の確保と向上 保育園における地域支援スタッフの充実を図り、良質な保育サービスの提供や地域支援スタッフとしての質の向上をめざします。	新規		保育課
5 重-3	児童館の再編成と機能の充実(再掲) 1-1-1、(再掲)1-2-2、4-4	継続		児童課
6 重-5	子育て家庭への情報提供の充実(再掲) 3-2-2	継続		広報広聴課 子育て支援課 保育課
7	乳幼児とふれあう場づくりの推進(再掲) 2-1(再掲)3-2-2-(2)	新規		子育て支援課 保育課 指導課
8	一時保育の充実 リフレッシュ型の一時的保育希望にも対応できるように、公立保育園での一時保育の実施を拡充する。一時保育の利用手続きを簡略化し、より利用しやすいものにする。	継続		保育課

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
9	病後児保育の充実 保育園入所児、幼稚園児等が病気回復期のため集団保育が無理な場合、保育園に開設された施設や、医療機関に併設された保育施設で一時的に保育を行う病後児保育を充実する。	継続		子育て支援課 保育課
10	病児保育の検討 医療機関附置の病後児保育室で病児を受け入れることを検討する。		新規	子育て支援課
11	休日保育の検討 保護者の就業形態の多様化から、仕事と子育ての両立支援として、日曜日や祝日の休日保育の実施を検討する。	新規		保育課
12	ショートステイ事業 ^{注1)} の検討 児童養護施設や地域のNPO団体を活用した短期宿泊型保育事業を検討する。	新規		子育て支援課
13	学童クラブ運営の充実 小学校4年生以上の保育は「遊びの学校」事業に移行し、小学校3年生までを現施設で保育することや、就労家庭・ひとり親家庭等の保護の必要な子どもの保育環境を整備すること、サービスの充実を図るための運営のあり方について検討していく。 環境が整備された学童クラブ施設の開放を基本として、午前中は乳幼児とその保護者のために開放し、子ども同士の遊び場や保護者たちの仲間づくりを支援する。 また、老朽施設の改善と事業内容を充実するため、施設整備をすすめる。	継続		児童課
14	ファミリー・サポート・センターの充実(再掲) 3-2-1	継続		子育て支援課 (社会福祉協議会)
15	出産直後及び里帰り出産後の支援の充実 出産直後及び里帰り出産後の家事や子どもの世話などを支援するシステムを充実する。	継続		健康推進課 子育て支援課
16	ホームヘルパー派遣 ^{注2)} 事業の推進 育児や家事などの負担を軽減するため、ホームヘルパー派遣事業を推進する。	継続		生活福祉課 子育て支援課 (社会福祉協議会)
17	在宅児への保育サービス等の充実 子どもが保育園や幼稚園へ通っていない子育て親子の交流の場の提供、子育て相談の充実、保育サービス情報の提供など在宅で子育てをしている家庭への保育の援助を検討する。	継続		子育て支援課 保育課 児童課

注1) ショートステイ事業：保護者が病気等で、子どもの面倒をみるできない場合、児童福祉施設等で短期間(7日間程度)子どもを預かる制度。

注2) ホームヘルパー：居宅において育児、食事、掃除、洗濯などの家事・育児に関するサービスを行う者。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
18	保育園の入所枠拡大の検討 現在、市内保育園の待機児はほとんどが0～3歳児のため、既存の保育園での0～3歳児受入枠を拡充し、待機児の解消を図る。	継続		保育課
19	認証保育所 ^{注1)} への支援の検討 待機児の解消を図るため、認証保育所への支援の充実を検討する。	継続		保育課
20	就園奨励事業 ^{注2)} の推進 私立幼稚園での幼児教育の振興と保護者負担の軽減を図るため、就園奨励の充実・推進について、国、都に働きかける。	継続		子育て支援課
21	私立幼稚園運営助成金の充実 私立幼稚園の運営助成の拡充について、国・都に働きかける。	継続		子育て支援課
22	駅周辺への乳幼児施設設置の検討 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加などに配慮し、交通アクセスのよい場所への乳幼児の相談、一時保育、たまり場の設置を検討する。		新規	子育て支援課
23	出前児童館の充実（再掲） 1-2-2	継続		児童課
24	育児休業相談・支援事業の検討 育児休業の奨励や子育てに理解があり、子どもにやさしい職場環境整備を推進している企業を表彰し、その支援を検討する。		新規	生活文化課 産業振興課
25	父親の育児参加の推進（再掲） 3-1、(再掲)3-2-2-(1)	継続		産業振興課 健康推進課 子育て支援課 社会教育課 関係各課
26	労働時間短縮（勤務時間短縮等の周知・支援）の推進 家庭での子育ての重要性を認識し、家族と一緒に過ごす時間が多く持てるよう、労働時間の短縮についての企業啓発、さらには実施企業への支援を推進する。	継続		産業振興課
27	再雇用制度に対する情報提供の充実 出産・育児による離職者が、職場への復帰や再就職がしやすくなるように、雇用情報の提供を充実する。	継続		生活文化課 産業振興課
28	児童手当 ^{注3)} の充実 若い親の経済的負担を軽減し、安心して子どもが育てられるよう、国や都へ要望していく。	継続		子育て支援課

注1) 認証保育所：東京都の認証保育所の設置基準を満たし、東京都や市の補助金の対象基準を満たしている施設のこと。

注2) 就園奨励事業：私立幼稚園や幼稚園類似施設が保護者に対して入園料及び保育料を減免した場合に各園へ補助を行う事業。

注3) 児童手当【国制度】：小学校修了前の子どもを養育している人に対する手当。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
29	母子福祉資金貸付事業の推進 ひとり親家庭の子育て負担を軽減するため、母子福祉資金貸付事業を継続する。	継続		生活福祉課
30	国、東京都等の補助活用の推進 子育て支援にかかる国や都の補助制度等の活用を促進する。	継続		関係各課

4 - 1 - 2 障害のある子どもを育てる家庭の支援

障害のある（障害の可能性がある）子どもを育てる家庭に対し、ノーマライゼーション^{注1）}を基本に地域の中で、障害のあるなしに関わらず一緒に育つという視点で、施策を進めます。可能な限り、保育所での保育、幼稚園での教育、児童館等を利用しながら放課後、余暇活動の充実など地域との結びつきを強め、健常児との交流をすすめていきます。

また、（仮称）こどもの総合支援センターを整備し、障害のある子どもへの療育・相談事業、教育的支援の充実に取り組むと同時に、乳幼児から学齢期まで成長過程に応じた切れ目のない支援の体制を整えるために、支援コーディネーター（専門相談員）を設置し、医療・福祉・教育の連携を図ったトータル相談（コーディネート支援）を実施します。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-7	（仮称）こどもの総合支援センターの開設（再掲） 4-1-1	新規		子育て支援課
2 重-7	相談から、フォローアップ ^{注2）} までを行う事業の展開 相談からフォローアップまでを総合的に支援するため、（仮称）こどもの総合支援センターに支援コーディネーター（専門相談員）を配置し、医療・福祉・教育機関と連携して、支援を必要とする子どもへのトータルの支援を実施する。	新規		健康推進課 子育て支援課
3 重-7	障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の確保 （仮称）こどもの総合支援センターでの療育・リハビリを提供する。	新規		健康推進課 子育て支援課
4 重-9	障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進（再掲） 3-2-2	継続		障害福祉課 健康推進課 子育て支援課 教育相談課
5 重-9	障害児保育 ^{注3）} の充実（入所型と通所型の障害児保育の充実） 保育園での入所型及び通所型障害児保育及び学童クラブの入会の推進と、児童館での放課後活動事業を促進する。また、指導相談の充実に努める。	継続 ・ 新規		保育課 児童課 子育て支援課 健康推進課
6 重-9	障害児の幼稚園入園に対する支援の推進 障害のある子どもの幼稚園入園や、入園後の支援を検討する。		新規	子育て支援課

注1）ノーマライゼーション：ある人の住居、教育、労働、余暇などの生活の条件をできるかぎり障害のない人の生活条件と同じにする（＝ノーマルにすること）。

注2）フォローアップ：助けること。

注3）障害児保育：療育施設、通園施設、通園事業、保育所、幼稚園等における障害児を対象とする保育の制度、施設、実践の総称のこと。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
7 重-9	障害児放課後活動としての常設場確保の検討 障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後活動の常設場所の確保を検討する。学齢児対象としては、地域型児童館での放課後活動を推進する。	継続		障害福祉課 子育て支援課 児童課
8	障害児のいる家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進 障害のある子どもと、その家族へ介護及び家事ヘルパーを派遣し、子育て支援をする。	継続		障害福祉課 子育て支援課
9	緊急入所事業の推進 障害のある子どもと、その家族へ短期入所事業の利用により、緊急時の支援をする。	継続		障害福祉課
10	特別支援教育の充実 障害のある児童・生徒の特別な教育的ニーズに応え、学校が、家庭や地域社会、関係機関と連携し、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長する多様な教育を展開するよう努める。	継続		学務課 指導課
11	養護学校の充実及び市外にある養護学校への通学者に対する取り組みの充実 市外にある養護学校通学者やその保護者に、地域情報提供の充実と地域との結びつきを強める取り組みの充実を図る。	継続		関係各課
12	障害者、異年齢世代との交流事業の推進 障害のある子どもも、健常児も、年齢に関わりなく交流することで、情報交換とノーマライゼーションの啓発を図る。	継続		障害福祉課 子育て支援課 保育課 児童課
13	障害児がいる世帯への手当（児童育成手当（障害手当） ^{注1} 、特別児童扶養手当 ^{注2} ）の充実 児童育成手当、特別児童扶養手当の充実等、障害児がいる世帯への支援の充実を国や都に働きかける。	継続		子育て支援課

注1) 児童育成手当【都制度】：<障害手当>知的障害のあるまたは身体障害のある20歳未満の者（身体障害者手帳1～2級程度、愛の手帳1～3級程度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症）を養育する人を対象とした補助制度。

注2) 特別児童扶養手当（障害手当）【国制度】：精神または身体に障害のある20歳未満の者（身体障害者手帳1～3級程度、その他の内部障害、愛の手帳1～3級程度及び知的障害等）を養育している人を対象とした補助。

4 - 1 - 3 外国籍の子どもを育てる家庭の支援

今後増加していくことが考えられる外国籍の子どもや帰国児童・生徒が、人間形成の大切な時期に、西東京市で充実し、暮らしていけるような支援を引き続き検討します。外国籍の子どもや帰国児童・生徒に対し、学校への通訳派遣、個別の学習指導や日本語指導、外国語本の充実などの施策を推進するとともに、就学児保護者に対し、外国語でのパンフレット作成や翻訳サービスを検討します。

また、地域における日本人家庭との交流や地域の行事や催しなどへの参加が促進されるよう、NPOなどとの連携も視野に入れながら支援システムを検討していきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1	外国人や帰国児童・生徒への日本語指導の充実 外国人や帰国児童・生徒に対し、パンフレット等の配布による日本語講座の紹介、学校への日本語指導員の派遣事業、年間を通じて通級 ^{注1)} できる日本語適応教室 ^{注2)} の充実を図る。	継続		指導課
2	個別に指導できる指導者の確保 学校での学習内容を個別に補助できる指導者の確保を推進する。	新規		指導課
3	外国語パンフレット・冊子に関する情報提供の充実 既存の外国語のパンフレット・冊子等の情報提供を充実させる。	継続		関係各課
4	外国語本の整備の推進 外国語の絵本など、外国語の本の整備・提供を充実する。	継続		図書館
5	外国語の翻訳サービスシステムの充実 保育園や幼稚園、学校などから配布されるさまざまな資料や書類を、外国語に翻訳をするサービスを検討する。	新規		生活文化課

注1) 通級：普段は自分の学校で学習し、1週間に数回決められた時間に通って指導を受けること。

注2) 日本語適応教室：日本語を話すことができない児童・生徒を対象として、年間を通じて通うことができる教室。

4 - 1 - 4 ひとり親家庭の支援

子育ての役割を両親が分担できる家庭であっても、さまざまな支援が必要な現代において、ひとりの親で子育てをする家庭には、さらに手厚い援助が必要になります。子育てと仕事をひとりで担い、負担や悩みを多く抱えているひとり親家庭が、自立し地域のなかで安心して子育てしていくために、ひとり親家庭に対する相談事業やホームヘルパー派遣事業の推進、給食サービスなどの生活支援策を検討するほか、母子自立支援プログラム策定事業等の就業支援事業に取り組みます。

番号	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1	母子自立支援プログラム策定事業の推進 母子家庭の生活の自立と安定のために母子自立支援プログラム策定事業を推進する。 就業支援・相談体制等、母子家庭が地域の中で安心して子育てできるよう支援していく。	新規		子育て支援課
2	ホームヘルパー派遣事業の推進（再掲） 育児や家事などの負担を軽減するため、ホームヘルパー派遣事業を推進する。 4-1-1	継続		生活福祉課 子育て支援課 (社会福祉協議会)
3	ひとり親家庭への給食サービスの検討 ひとり親家庭を対象に、食事を届けるサービスの実施を検討する。		新規	生活福祉課 子育て支援課
4	ひとり親家庭休養事業の推進 ひとり親家庭を対象に、無料又は低額で国民宿舎を利用してもらう休養事業を推進する。	継続		生活福祉課
5	母子保護の実施 母子家庭の生活自立のための支援を実施する。	継続		生活福祉課
6	ひとり親家庭医療費助成事業の充実 ひとり親家庭等の親や子どもが通院又は入院による治療を受けた場合、費用の一部を助成する制度の充実を都に働きかける。	継続		子育て支援課
7	ひとり親家庭等児童就学支度金支給事業の充実 母子家庭福祉資金の就学支度資金貸付の充実を国や都に働きかける。	継続		子育て支援課 生活福祉課
8	児童扶養手当 ^{注1)} ・児童育成手当（育成手当） ^{注2)} の充実 児童扶養手当、児童育成手当の充実を国や都に働きかける。	継続		子育て支援課

注1) 児童扶養手当【国制度】: 母子家庭などの状態にある児童を養育している人を対象とした補助。

注2) 児童育成手当（育成手当）【都制度】: ひとり親家庭等の状態にある児童(18歳に達する年度の末日まで)を扶養している人(父または母が重度の障害を有する場合も含む)を対象とした補助制度。

4 - 2 保健・医療

4 - 2 - 1 母子保健体制の整備・充実

市内に住むすべての乳幼児が対象となる集団健診の機会を活用し、健康教育・相談、情報提供に努めます。また、虐待や子育てへの悩みに即座に対応できるよう、保健師の家庭訪問活動を積極的に進めていきます。

支援を必要とする子どもや家庭に対して、妊娠期や乳幼児期から早期に状況を把握し必要な支援を切れ目なく行うためには、行政各部署や関係施設との連携を密に強化することが重要です。母子保健事業を子育て支援事業において統一的に実施できるよう行政内部の組織のあり方や、連携のしくみを検討していきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-10	新生児訪問等の推進 出産・育児不安や産後うつ等に対応するため、訪問指導を推進する。 訪問を行わない妊産婦・新生児についても、健康や発達等の状況を把握する仕組みを検討する。	継続		健康推進課
1 重-10	訪問型相談の充実 健診未受診者や必要な児童について実施している訪問型相談について、他機関や関係施設との連携を強化し、産後うつ・子どもの成長発達・虐待などの未然防止・早期発見・解決を図る。 また、乳幼児の家庭への家事援助支援のしくみを検討する。	新規		健康推進課 子育て支援課
3 重-10	母子保健と保育の連携強化 新生児訪問や乳幼児健診などの母子保健事業と市内関係機関や施設との連携を強化し、妊娠から出産、子育て不安や小児疾患、障害、児童虐待、養育力不足などの要保護児童や家庭に対し、切れ目のない支援を実施する。 また、母子保健事業を子育て支援事業において統一的に行えるよう、行政組織のあり方を検討する。	新規		子育て支援課 保育課 健康推進課
4	乳幼児健診（3・4か月児、1歳6か月児、3歳児）の活用による母子保健の推進 乳幼児健診を活用した健康教育・相談、情報提供を推進する。また、健診内容の統一を図るためのマニュアル整備、他部門（子育て支援、社会教育、学校、保育園等）との連携の推進、受診しやすい仕組みの検討を行う。	継続		健康推進課
5	子育てに関する学習機会の充実（再掲） 3-1、(再掲)3-2-2-(1)、3-2-2-(2)	継続		健康推進課 子育て支援課
6	育児・子育て相談事業の充実（再掲） 3-2-2-(3)、(再掲)3-2-2-(4)	継続		健康推進課 子育て支援課 保育課

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
7	予防接種についての普及啓発の充実 麻しんやBCG等の予防接種の重要性を啓発すること ことで接種率を高め、乳幼児の健康を促進する。	継続		健康推進課

4 - 2 - 2 医療

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1	かかりつけ医制度 ^{注1)} の推進 小児医療を充実するために、かかりつけ医制度を推進する。	継続		健康推進課
2	かかりつけ歯科医制度 ^{注2)} の推進 かかりつけ歯科医制度を推進するとともに、小学校・中学校の学校歯科保健を充実することで、子どものむし歯予防に努める。	継続		健康推進課 学務課
3	小児救急医療体制の充実 北多摩北部医療圏との連携により、小児科医師のいる救急医療機関を確保し、小児救急医療体制の充実を図る。	新規		健康推進課
4	産科のある医療機関とのネットワークの充実 市内外の産科のある医療機関との連携を強化し、母子の健康管理・養育支援を充実する。	継続		健康推進課
5	保健所との連携強化と母子保健の役割の見直し 保健所と母子保健担当部署等の連携強化のために両者の役割を見直し、効率的・効果的なサービスを提供する。	継続		健康推進課
6	アレルギー相談の実施 乳幼児健康診査・育児相談等で寄せられる、子どものアレルギーに不安や悩みを持つ親からの相談に対し、情報提供や栄養相談などの支援を実施する。	継続		健康推進課
7	心身の思春期相談事業実施の検討 第二次成長による心身の変化に対し、気軽に相談できる場の整備を検討する。		新規	健康推進課 子育て支援課

注1) かかりつけ医制度：かかりつけ医を持つことを推進する制度のこと。かかりつけ医とは、普段の健康管理、病気の初期治療、大病院での検査や治療を必要とするかどうかの判断、他医療機関の紹介など、個人の体の状態を把握している身近な医師のこと。

注2) かかりつけ歯科医制度：かかりつけ歯科医を持つことを推進する制度のこと。かかりつけ歯科医とは、治療のほか、予防や健康づくり等の相談にのる身近な歯科医のこと。

4 - 3 教育

子どもたちが、生活上の知識を持ち、社会的な課題への興味や考え方を培うことは社会の一員になるうえで必要です。教育行政では西東京市教育計画（教育プラン21）（平成17年度～平成21年度）に基づき、学習活動を通じて子育てや子育て家庭を支援する、さまざまな施策が展開されています。子どもたちが人間性豊かに成長するために、学校教育の中でも、学問的な知識だけでなく、消費者教育^{注1)}、環境教育^{注2)}、国際理解教育、メディアリテラシーなどの教育の充実をすすめていきます。また、学校と地域、市内の学校関係者同士が連携を深め、子どもが過ごしやすい環境づくりを整えていきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1	子どものための消費者教育の推進 現在実施されている子どものための消費者教育の充実を図るとともに、中・高校生を対象にキャッチ商法 ^{注3)} などの事例を提示し、子どもへの啓発活動に努める。	継続		生活文化課 指導課
2	環境教育の推進 学校における総合的な学習の時間を中心に環境教育を実践し、ピオトープ ^{注4)} づくりなどを通じて市内の自然環境への関心や保全への取り組みを推進する。 (再掲)4-4	継続		環境保全課 指導課
3	国際理解教育の推進 我が国の伝統や文化を尊重し、外国の文化や芸術とのふれあいや外国人との交流を深めるなど、国際理解教育を推進する。	継続		生活文化課 指導課
4	情報化社会に対応した子どものためのメディアリテラシー教育の推進（再掲） 1-2-3	新規		指導課
5	人としての権利を尊重する教育の推進（再掲） 1-1-2	継続		生活文化課 指導課
6	スクールカウンセラー派遣の充実と連携の強化（再掲） 1-1-3	継続		子育て支援課 教育相談課

注1) 消費者教育：消費に関するトラブルの未然防止、安全で豊かな消費生活を送るための学習のこと。

注2) 環境教育：人間と環境との関わりについての学習のこと。

注3) キャッチ商法：駅周辺、商店街等でアンケート調査などと声をかけ、喫茶店や事業所に連れて行き契約をさせる商法のこと。キャッチセールスともいう。

注4) ピオトープ：生物が生存できるような環境条件を備えた、一定の空間を示す概念。事業では、野生生物の生息や生育環境を意味することも多い。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
7	西東京市教育関係者連絡会議の検討 公・私立学校の関係者を中心とした情報交換の場の設定など、公立、私立一緒の場で、西東京市における教育について、定期的に話し合う場を検討する。	新規		教育庶務課
8	幼・保・小・中学校の交流・連携の推進 保育園や幼稚園、小学校、中学校との交流の機会を推進し、発達障害・要保護児童の支援に対する連携の強化と情報の共有化を図る。	継続		子育て支援課 保育課 指導課
9	地域の人材発掘・活用の推進（再掲） 1-2-1、(再掲)3-2-1	継続		産業振興課 社会教育課 (社会福祉協議会) (シルバー人材センター) 関係各課
10	学校へのパソコン設置の充実 学校でのパソコン活用環境をインターネットに接続できたり、自主的に使用できる時間の確保など内容を充実するとともに、ネットワーク社会に対応できるような指導の充実を図る。	継続		学務課 指導課
11	学校図書館の充実 各校の蔵書の更新・拡充を計画的にすすめ、地域の学習センター機能の充実を図るとともに、選書や運営等への子ども参加を推進する。	継続		学務課 指導課
12	図書館事業の拡充 子どもたちの心の成長にとって大切な本への関心を図るため、読み聞かせ事業、所蔵蔵書の充実に努める。	継続		図書館
13	図書館、学校図書館のネットワーク化の推進 図書館から学校図書館への本の貸し出し、図書館から学校への図書の情報提供など、地域の図書館と学校図書館の連携を推進する。	継続		指導課 図書館

4 - 4 子ども・子育て家庭のためのまちづくり

子どもたちが安全に過ごせるまちや地域であれば、子どもや子育て家庭をはじめ、さまざまな年代の人々が豊かに暮らせ、まちや地域は発展的に続くことができます。施設の整備を行う際には、子ども連れや妊娠している方の利用に配慮するよう努め、子育て家庭を含め全ての家庭にとって住みやすいまちづくりを目指します。

西東京市では、子どもにとって安全なまちとなるように、地域住民との協力によって子どもの緊急避難所事業、通学路への安全施設の整備、交通安全教育などを実施しています。今後はさらに行政内部の調整や連携体制について、検討していきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-3	児童館の再編成と機能の充実（再掲） 1-1-1、(再掲)1-2-2、4-1-1	継続		児童課
2 重-3	「遊びの学校」事業の検討・実施（再掲） 1-2-2、(再掲)3-2-2-(2)	継続		児童課 社会教育課
3 重-11	防犯対策の充実 市内の公・私立学校関係者による連絡会の設置や合同パトロールの実施、民生委員・児童委員、青少年育成会との定期的な協議と内容の充実を図る。また、不審者情報のネットワークづくりをすすめる。 (再掲)1-2-1	継続		生活文化課 子育て支援課 指導課 (警察) 情報推進課
4 重-11	子どもの緊急避難場所とする事業の推進 子どもがふいに襲われたりしたときなどに逃げ込める家を公募し、ステッカーなどを貼ってもらい、子どもの避難所とする事業（子ども 110 番ピーポくんの家）を推進する。 (再掲)1-2-1	継続		子育て支援課
5 重-11	通学路、通園路の安全確保の充実 子どもの通学路の交通安全施設の整備を充実するとともに、子どもの通学時の安全を確保するため、通学路の点検、交通擁護員や交通安全協力員の拡充を図る。	継続		教育庶務課 学務課 道路管理課 交通計画課
6	園庭開放の推進（再掲） 3-2-2-(2)	継続		保育課
7	屋外の遊び場の充実（再掲） 1-2-2	新規		児童課 公園緑地課
8	身近にボール遊びのできる場所の検討（再掲） 1-2-2	新規		公園緑地課 スポーツ振興課
9	プレイリーダーの養成と活用（再掲） 1-2-1(再掲)1-2-2、3-2-2-(1)	継続		児童課
10	地域の子育て意識の醸成（再掲） 3-1	継続		子育て支援課

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
11	交通安全教育の推進 各校で年間の指導計画を作成している交通安全教育について、計画的に取り組みむとともに、家庭教育との連携を図る。	継続		指導課
12	コミュニティバス ^{注1)} の充実 交通不便地域・バス空白地域等の解消や交通弱者の移動手段の確保に努める。	継続		交通計画課
13	環境教育の推進（再掲） 4-3	継続		環境保全課 指導課
14	子ども施設、遊び場マップ等作成の検討（再掲） 子ども施設や遊び場を子ども自身が点検し、利用しやすい施設や遊び場のマップ等を作成し、子どもの利用を促進する。 3-2-2(4)		新規	子育て支援課
15	親子施設見学会の検討 市内にある公共施設や公園、運動施設等を広く知ってもらうため、親子がともに学べる見学会の開催を検討する。		新規	子育て支援課 各施設

注1) コミュニティバス：地域の住民の利便向上等のため一定地域内を運行するバスのこと。西東京市では、「はなバス」が、公共交通空白地域を中心に運行している。

西東京市子ども福祉審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	選 出 区 分	備考
いはら ひでひこ 猪原 英彦	人権擁護委員	
うめむら きよら 梅村 浄	西東京市医師会代表	副会長
えびさわ けんいち 海老沢 憲一	西東京市私立保育園長代表	
さいとう のぶちか 齋藤 喜親	西東京市医師会代表	
さかた のりゆき 坂田 紀行	東京都立田無養護学校校長	
しみず ふみこ 清水 文子	西東京市社会福祉協議会代表	
かみやま まさあき 神山 政明	西東京市立小学校長代表	
ふるかわ ゆうこ 古川 祐子	西東京市主任児童委員	
まつざわ ゆういち 松沢 雄一	東京都小平児童相談所長	
むらまつ ともこ 村松 偕子	西東京市私立幼稚園長代表	
もりた あけみ 森田 明美	大学教授	会長
やまぐち くみこ 山口 久美子	東京都多摩小平保健所	

専門委員(子育て・子育てワイワイプランの見直しについて)

なかむら せいこ 中村 聖子	公募市民	
なかむら みやこ 中村 美也子	公募市民	

計画見直しの経過

< 市民懇談会の実施 >

各層の市民の方々に、西東京市子育て・子育てワイワイプラン（子育て支援計画）について幅広く意見を聞くとともに、子育て家庭の現状や要望を聴取する機会を設けました。

回数	開催日			会場	参加者	対象	
	年	月	日				
第1回	平成 18年	8	23	水	イングビル会議室	10名	子育てサークル保護者
第2回		8	24	木	母子保健センター (3・4か月健診)	48名	乳児の保護者
第3回		8	29	火	田無庁舎 会議室	1名	母子家庭の保護者 (シングルマザーズ・フォーラム代表者)
第4回		8	30	水	ピッコロハウス (コール田無3階)	20～ 30名	3歳未満児の保護者
第5回		9	1	金	こどもの発達センター 「ひいらぎ」	18名	ひいらぎ通園児の保護者
第6回		9	4	月	田無庁舎 会議室	13名	幼稚園園長会
第7回		9	5	火	なかまち保育園 (地域子育て支援センター)	15名	0～就学前児の保護者
第8回		9	7	木	ひなぎく幼稚園	15名	幼稚園在園児の保護者
第9回		9	7	木	谷戸第二小学校	30名	小学生保護者
第10回		9	11	月	保谷保健福祉総合セ ンター	28名	妊娠時の母親 (母親学級参加者)
第11回		9	27	水	なかまち保育園	48名	保育園在園児の保護者
第12回		10	11	水	田無庁舎 会議室	5人	学童クラブ保護者
第13回		10	21	土	上向台小学校	60名	小学生保護者
第14回		10	21	土	コール田無 会議室	4人	子育て中の父親(公開募集)
その他	社会福祉協議会アンケート結果					小学生対象	
その他	青少年問題協議会の提言					青少年問題協議会	

< 子ども福祉審議会における審議経過 >

開催日	審議内容	傍聴
平成18年5月16日	子育て・子育てワイワイプランの見直しについて (諮問)	
平成18年7月25日	子育て支援計画見直しの方法について	2名
平成18年11月7日	市民懇談会の結果について 中期計画への視点について	
平成18年12月12日	答申(案)について 各課ヒアリングの結果について	

用語解説 (50音順)

用語	意味
育児学級	ミニ講座を開くとともに、親同士の交流を図ることによって、育児の楽しさや育児不安の解消を目的としたもの。
育児休業	乳児、幼児の養育のため、従業員が雇用関係を維持したまま一定期間休業すること。
一時保育	0歳から就学前の子どもを対象に、断続的就労・冠婚葬祭・育児疲れのリフレッシュ等様々な理由で、一時的に家庭で保育ができなくなったときに、昼間、保育園で預かる制度。
インターンシップ	学生による企業での実習。
NPO	Non-Profit Organization (民間非営利組織) の略。ボランティア活動や社会貢献活動を通じて、地域や社会の問題を解決しようとする団体。1998年に成立したNPO法は、法人格の付与等により、このような団体の活動を促進することを目的としている。
延長保育	通常の保育時間以上に行われる保育のこと。女性の職域拡大や就労形態の多様化によって生じる保育ニーズに対応することを主な目的としている。西東京市のすべての保育園で実施されている。
園庭開放	地域の子どもと園児と一緒に遊べる場として保育園の園庭を開放すること。
オンブズパーソン	本来の意味は「代理人」であるが、本計画では特に子どもからの相談やSOSを受けて、子どもの権利を守るために活動する、子どもの代弁者・擁護者を指す。
かかりつけ医制度	かかりつけ医とは、普段の健康管理、病気の初期治療、大病院での検査や治療を必要とするかどうかの判断、他医療機関の紹介など、個人の体の状態を把握している身近な医師のこと。かかりつけ医制度とは、このようなかかりつけ医を持つことを推進する制度のこと。
かかりつけ歯科医制度	かかりつけ歯科医とは、治療のほか、予防や健康づくり等の相談にのる身近な歯科医のこと。かかりつけ歯科医制度とは、このようなかかりつけ歯科医を持つことを推進する制度のこと。
学童クラブ	放課後帰宅しても、保護者が働いていたり、病気で面倒をみてもらえない小学校低学年(1年~4年)までの児童を対象に、遊びを中心とした活動を通して生活指導を行う施設。
家庭教育	家庭で行われる意図的・無意図的な教育のこと。基本的な生活習慣の形成やしつけなどを指すこともある。
環境教育	人間と環境との関わりについての学習のこと。

用語	意味
キッズページ	西東京市のホームページにある、子どものためのページ。市のことをわかりやすく説明し、市のことをよく知ってもらうことを目的としている。掲載内容には、市の紹介、市のあゆみ、市役所の仕事、イベント情報、児童館の紹介、地図で学ぼう、なやみごと相談室、調べ学習リンク集などがある。
キャッチ商法	駅周辺、商店街等でアンケート調査などと声をかけ、喫茶店や事業所に連れて行き契約をさせる商法のこと。キャッチセールスともいう。
休日保育	日曜、祝日に家庭での育児が困難な時や、保護者が働いている場合に保育を行う制度。
(仮称)子どもの総合支援センター	子育てに関する相談・情報提供・サービス提供などを総合的に展開する子ども家庭支援センターと、発達支援を行うこどもの発達支援センターの機能を併せ持つ施設で、西東京市のこども施策の拠点となる。
子育て・子育て	「子育て」とは、子ども自身が、自らの力で心身ともに成長することを指す。一方、親による「子育て」がある。
子育てひろば	子ども家庭支援センターや児童館等において、0～3歳の孤立しがちな子育て家庭を中心に集いの場を提供しながら、子育て相談や子育てサークルの支援などを行う。
児童の権利条約	基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約。1989年11月20日に国連総会において採択され、2006年12月現在で193の国と地域が締結している。前文と本文54条からなり、生存、保護、発達、参加という包括的権利を子どもに保障している。
子ども110番 ピーポくんの家	子どもたちが地域で事件・事故に巻き込まれそうになったとき、子どもの避難所として登録した家、店が保護する。西東京市の各小中学校PTA・保護者の会及び青少年育成会が中心となってすすめている。
コミュニティバス	地域の住民の利便向上等のため一定地域内を運行するバスのこと。西東京市では、「はなバス」が、公共交通空白地域を中心に運行している。
里親制度	子どもを里親に委託して養育する制度のこと。里親とは、保護者のいない子どもや、保護者に監護させることが不相当であると認められる子どもを養育することを希望するものであって、都道府県知事が適当と認める者。東京都では養育家庭制度という。
児童委員	子育てや子どもに関する悩みごとや心配ごとなどの相談にのり、市役所や児童の関係機関と協力して手助けしている。児童福祉法にもとづき委嘱されている。

用語	意味
児童育成手当 【都制度】	障害手当 知的障害のあるまたは身体に障害のある 20 歳未満の者（身体障害者手帳 1～2 級程度、愛の手帳 1～3 度程度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症）を養育する人を対象とした補助制度。 育成手当 ひとり親家庭等の状態にある児童（18 歳に達する年度の末日まで）を扶養している人（父または母が重度の障害を有する場合も含む）を対象とした補助制度。
児童館	児童福祉法にもとづく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的としている。児童の遊びやスポーツ、工作、音楽などの健全育成活動のほか、母親クラブの育成、幼児の親子活動の開催、放課後児童健全育成事業等の活動が行われている。
児童手当【国制度】	小学校修了前の子どもを養育している人に対する手当。
児童扶養手当 【国制度】	母子家庭などの状態にある児童（18 歳に達する年度の末日まで、ただし、身体障害者手帳 1～3 級、愛の手帳 1～3 度程度の障害のある場合は 20 歳未満）を養育している人を対象とした補助。
就園奨励事業	私立幼稚園や幼稚園類似施設が保護者に対して入園料及び保育料を減免した場合に各園へ補助を行う国の補助事業に連動した事業。
障害児保育	療育施設、通園施設、通園事業、保育所、幼稚園等における障害児を対象とする保育の制度、施設、実践の総称のこと。
ショートステイ事業	保護者が病気等で、子どもの面倒をみることができない場合、児童福祉施設等で短期間（7 日間程度）子どもを預かる制度。
消費者教育	消費に関するトラブルの未然防止、安全で豊かな消費生活を送るための学習のこと。
スキップ教室（適応指導教室）	不登校やいろいろな理由で学校に行けないときに通うことができる教室。対象は、小学校高学年から中学生。学習（復習が中心）、自主活動（スポーツ、パソコン、ゲーム、創作など）を行う。
スクールカウンセラー	いじめや不登校など、心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために各学校に配置されたカウンセリングの専門家。主に配置された学校の児童生徒、職員、保護者からの相談を担当する。
青少年育成会	青少年の健全育成のために活動している団体。小学校区ごとにあり、総称を「西東京市青少年育成会」という。各育成会の活動として、まつり、スポーツ大会、もちつき大会などの行事や通学路の安全点検、防犯パトロールなどを行っている。

用語	意味
ソーシャルワーク	社会福祉の専門的援助技術のひとつ。カウンセリングのように悩みを聞くだけでなく、社会資源を用いて解決を図る技術。
総合型地域スポーツクラブ	拠点となる施設を有し、地域住民により自主的に運営され、複数種目が実施可能で、子どもから高齢者まであらゆる年齢層の会員で構成される組織のこと。
地域子育て支援センター	地域の子育て支援の拠点として、地域の子どもや子育て家庭に対する支援活動を行う。基幹型保育園と連動したものとし、保育園スタッフが支援を実施する。
地域通貨	市民の手で作り出す通貨のこと。限られた地域の範囲でしか使うことができない。多くの場合は、NPO等の市民団体が、ボランティア活動や地域社会への貢献を評価する道具として利用し、それらの活動を活性化させることを目的に発行している。
通級	普段は自分の学校で学習し、1週間に数回決められた時間に通って指導を受けること。
通所型保育	保護者の就労等に関わらず、保育園へ通い、他の保育園児と同様に行う保育のこと。「入所型保育」に比べて、保育時間は短い。
出前児童館	主に土曜日や長期休業日に、計画的に公民館や学校などに出向き、集団遊び活動やものづくりなどを実施する活動のこと。
特別児童扶養手当【国制度】	精神または身体に障害のある20歳未満の者(身体障害者手帳1～3級程度、その他の内部障害、愛の手帳1～3度程度及び知的障害等)を養育している人を対象とした補助。
ニート	Not in Employment, Education or Trainingの略。イギリスで名づけられた言葉で、直訳すると「就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人」。日本ではこのほかに、就労意欲を喪失し、または奪われているという意味で用いられることが多い。ニートは、フリーターとは違い就職活動をしなことから、ハローワークや公的機関経由の接触や実態把握も困難で、ここにニート対策の難しさがある。
日本語適応教室	日本語を話すことができない児童・生徒を対象として、年間を通じて通うことができる教室。
入所型保育	保護者が就労等のため、その子どもを保育することができない場合に、保育園に入園して、保護者に代わって保育園が行う保育のこと。
認証保育所	東京都の認証保育所の設置基準を満たし、東京都や市の補助金の対象基準を満たしている施設のこと。認証保育所の種類は、A型の駅前基本型(20人～120人定員)とB型の小規模・家庭的保育所(6～29人定員)の2種類ある。

用語	意味
ノーマライゼーション	障害のある人の住居、教育、労働、余暇などの生活の条件をできるかぎり障害のない人の生活条件と同じにする（＝ノーマルにすること）。
母親学級	はじめて出産を迎える妊娠5～8か月の妊婦を対象とした講習会。内容は、妊娠中の経過と生活、歯の健康、マタニティエクササイズ、栄養のお話、出産・育児について、沐浴実習、マタニティクッキング、食事診断によるアドバイスなどがある。
ビオトープ	生物が生存できるような環境条件を備えた、一定の空間を示す概念。事業では、野生生物の生息や生育環境を意味することも多い。
ひきこもり	さまざまな要因が重なって、社会参加の場がせばまり、就労や就学など、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われる状態のことで、精神疾患に伴うひきこもりとは別けて「社会的ひきこもり」と呼ばれる。厚生労働省ガイドラインでは、「自宅に引きこもって社会参加しない状態」とある。
ピッコロハウス	0～3歳の子どもを中心とした乳幼児と、その親を対象にした西東京市の交流施設。遊具、絵本等が整備されており、その他授乳室、お昼寝室、乳幼児対応型トイレがある。申し込みをすると、施設の一部を子育ての会議などに利用することができる。
ひとり親家庭医療費助成事業【都制度】	ひとり親家庭等の状態にある児童（18歳に達する年度の末日まで、ただし、定められた程度の障害がある場合は20歳未満）とその養育者が、医療保険による診療を受けた場合、医療費の一部を助成する。
ひとり親家庭休養事業【都制度】	ひとり親家庭の親と20歳未満の子を対象に、国民宿舎等の宿泊施設と遊園地等の日帰り施設を休養ホームに指定し、利用料の一部を助成する事業。
ひとり親家庭等児童就学支度金支給事業	母子福祉資金貸付事業（都内に6か月以上居住していて、20歳未満の人を扶養している配偶者のいない女性を対象とした貸付制度。）の一環で、就学支度資金の貸付を行っている。
病後児保育	病気回復期であるが、保育園や幼稚園に通園できない子どもや、保護者に用事があるため看病する人がいない子どもを預かる事業。西東京市では、医療機関へ実施運営を委託している。
ファミリー・サポート・センター	地域での子育て支援を目的として、子どもを預けたい人（ファミリー会員）と子どもを預りたい人（サポート会員）がお互いに会員になり、その会員間で「子どもを預かる」という有償の相互援助活動を行う。
父母教室	父母及びこれから父母になる人を対象とした教室のこと。
プレイリーダー	プレイパークに常駐し、子どもたちが自由に遊びをするための環境を実現し、遊びの見守りや指導をする大人のこと。本計画では、プレイパークに限らず、子どもの遊びを見守り、支援をする大人のことをいう。

用語	意味
放課後子どもプラン	「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)と、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)を一体化あるいは連携して、効率的・総合的に小学校の放課後対策事業を進めようとする、国が創設したプランのこと。
ホームヘルパー	居宅において育児、食事、掃除、洗濯などの家事・育児に関するサービスを行う者。
母子福祉資金貸付事業【国制度】	都内に6か月以上居住していて、20歳未満の人を扶養している配偶者のいない女性を対象とした貸付制度。事業開始、修学、技能習得、就職支度、生活、住宅、結婚資金等の貸付を行う。
民生委員	社会福祉に関して困ったことや心配なことがある場合には相談にのり、市役所や関係機関と協力して手助けする。民生委員法にもとづき、委嘱されている。民生委員は、児童委員を兼務している。
メディアリテラシー	メディア情報を適切に受け取ったり発信したりする能力のこと。
養育家庭・里親制度	保護者がいないか、保護者がいても子どもを養育できない等、さまざまな事情から家庭で生活できない子どもを、養子縁組を目的とせず、一定期間(原則として1か月以上)一般家庭に迎える制度。東京都では、養育家庭制度という。
両親学級	初妊婦及びその配偶者を対象とした、沐浴実習を中心とした講習会。半日の平日コースや土曜コースがある。